

第7期阿南市障がい福祉計画・
第3期阿南市障がい児福祉計画
〈令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

令和6年3月
阿南市

はじめに



近年、障がいのある人の高齢化や重度化が進む中、障がい福祉サービスのニーズの複雑化・多様化に加え、災害や感染症等が発生した場合の支援体制の確保といった新たな課題への対応が求められており、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域全体で支えるシステムの構築の必要性がますます高まっています。

そのため、国では、「障害者の日常生活及び社会全体を総合的に支援するための法律」において、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいや難病等を抱えていても、地域や職場で生きがいや役割を持ち、医療・福祉・雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らせる地域共生社会の構築を目的とした内容の改正を行いました。

こうしたことを踏まえ、本市では「第7期阿南市障がい福祉計画・第3期阿南市障がい児福祉計画」を策定し、地域生活への移行を推進するために地域生活支援拠点等の整備、就労支援及び相談支援体制の充実・強化を図る取り組みとして、基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、保健・医療・福祉関係者の連携を強化しながら、サービス提供体制の確保に努めてまいります。また、障がい児が必要とするサービスが円滑に提供できる体制の整備や個別事例検討会を通して地域課題の共有や支援体制の整備を行う等、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました阿南市障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様、各種調査に御協力いただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画推進のため、今後ともより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

阿南市長 岩佐 義弘

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について	1
3	計画の位置付け等	2
第2章	阿南市の障がい者（児）等の状況	
1	阿南市の人口	4
2	阿南市の障害者手帳の所持者等の状況	6
第3章	基本指針の概要	
1	基本指針について	14
2	基本指針の見直しの主な内容	14
3	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）	15
4	活動指標	17
第4章	障がい福祉サービス等の実績及び成果目標	
目標1	施設入所者の地域生活への移行	20
目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
目標3	地域生活支援の充実	23
目標4	福祉施設から一般就労への移行等	25
目標5	障がい児支援の提供体制の整備等	29
目標6	相談支援体制の充実・強化等	33
目標7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	35
第5章	障がい福祉サービス・障がい児支援の体系図・サービス内容	
1	サービスの体系図	36
2	障がい福祉サービス	37
3	障がい児支援	39
4	地域生活支援事業	40
第6章	障がい福祉サービス・障がい児支援の実績及び見込量	
1	障がい福祉サービス	41
2	障がい児支援	46
第7章	地域生活支援事業の実績及び見込量	
1	必須事業	48
2	任意事業	55
第8章	計画の評価・進捗管理	
1	推進体制	58
2	進捗状況の管理及び評価	58
資料編		
1	アンケート調査の概要	59
2	阿南市障害者計画等策定委員会設置条例	70
3	阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿	71

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第7期阿南市障がい福祉計画・第3期阿南市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即し、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援等に関する数値目標の設定及び各年度におけるサービスの必要量を見込み、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指し策定するものです。

2 障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害者基本計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障害者基本計画の実施計画にあたる計画です。

阿南市障害者基本計画と本計画は密接な関係にあるため、相互に調和のとれた計画として策定します。

障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害児福祉計画（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 計画の位置付け等

(1) 本計画の位置付け

本計画は、「阿南市総合計画 2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画2028～」を上位計画とし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害(児)福祉計画」を一体の計画として位置付けています。

(2) 各計画との関係

本計画は、国及び徳島県が策定する関連計画を踏まえた上で、阿南市障害者基本計画及び本市の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

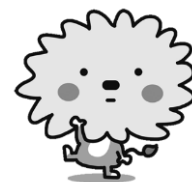


(3) 計画の対象者

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとりえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとした、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。



(4) 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

年度 計画	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
阿南市 障害者 基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度					
阿南市 障がい 福祉計画	第6期			第7期		
阿南市 障がい児 福祉計画	第2期			第3期		

「障がい」の表記について

本計画では、法制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

法律や制度等で用いられている固有の名称を除き、「障がい」や「障がいのある人」のように「害」をひらがなで表記するようにしています。

第2章 阿南市の障がい者(児)等の状況

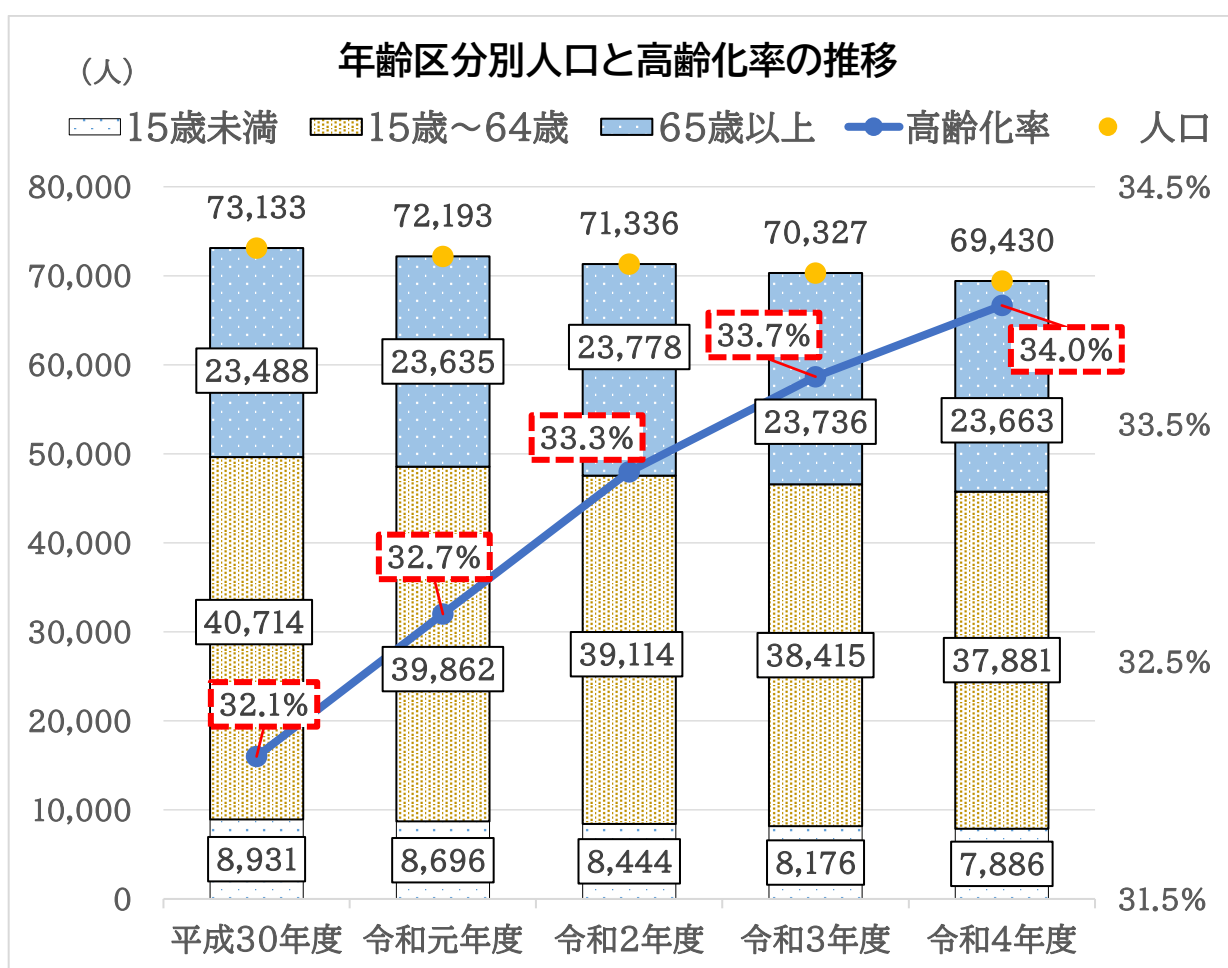
1 阿南市の人口

(1) 年齢区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口は年々減少しており、平成30年度の73,133人から令和4年度は69,430人となっています。

年齢区分別でみると、「15歳未満」と「15歳～64歳」は年々減少、「65歳以上」は平成30年度から令和2年度までは増加し、その後減少しています。

高齢化率は、年々増加し、令和4年度で34.0%となっており、平成30年度と比較すると1.9%増加しています。



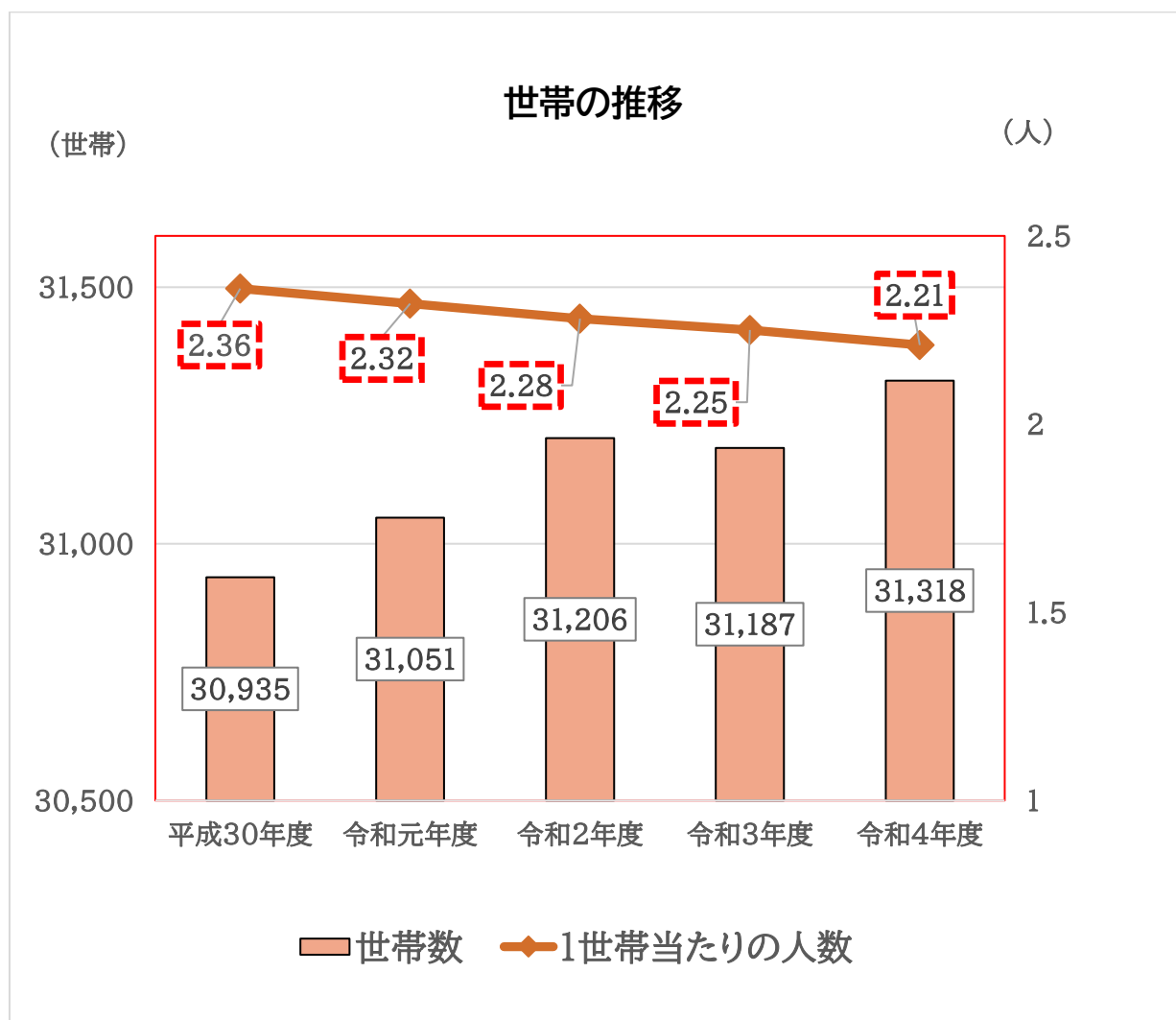
単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
阿南市人口	73,133	72,193	71,336	70,327	69,430
15歳未満	8,931	8,696	8,444	8,176	7,886
15歳～64歳	40,714	39,862	39,114	38,415	37,881
65歳以上	23,488	23,635	23,778	23,736	23,663
高齢化率	32.1%	32.7%	33.3%	33.7%	34.0%

資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、令和4年度が31,318世帯、1世帯当たりの人数が2.21人となっており、平成30年度と比較すると383世帯増加し、1世帯当たりの人数は0.15人減少しています。



単位:世帯・人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	30,935	31,051	31,206	31,187	31,318
1世帯当たりの人数	2.36	2.32	2.28	2.25	2.21

資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

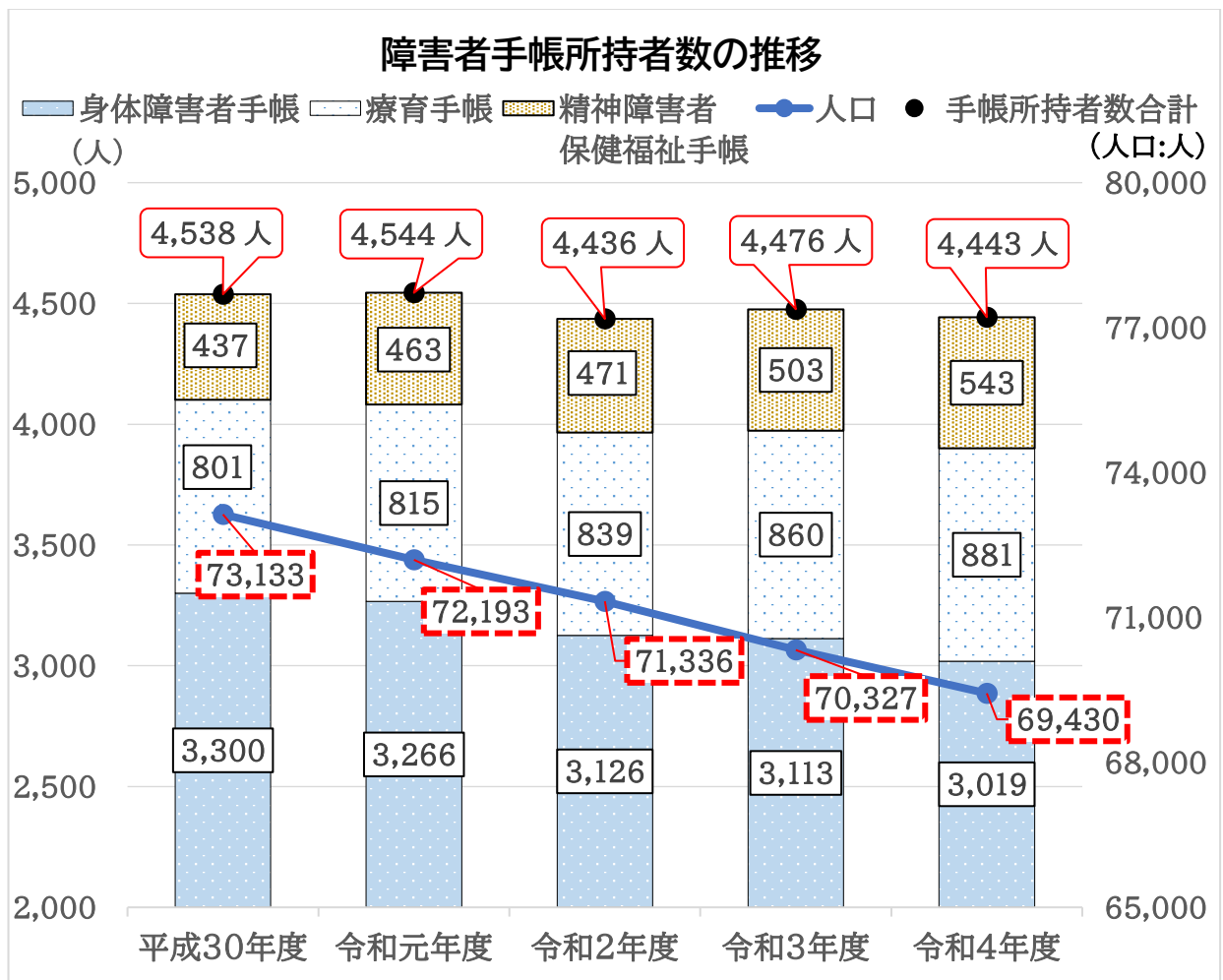
2 阿南市の障害者手帳の所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む)は、令和4年度で4,443人、平成30年度と比較すると95人減少しています。

令和4年度の人口 69,430 人に占める障害者手帳所持者の割合は、約 6.4%(約16人に1人)であり、平成30年度と令和4年度を比較すると約 0.2%増加しています。

人口に占める障害者手帳所持者の割合の種類別を平成30年度と令和4年度を比較すると、身体障害者手帳が約 0.2%減少し、療育手帳は約 0.2%、精神障害者保健福祉手帳は約 0.2%増加しています。



単位:人

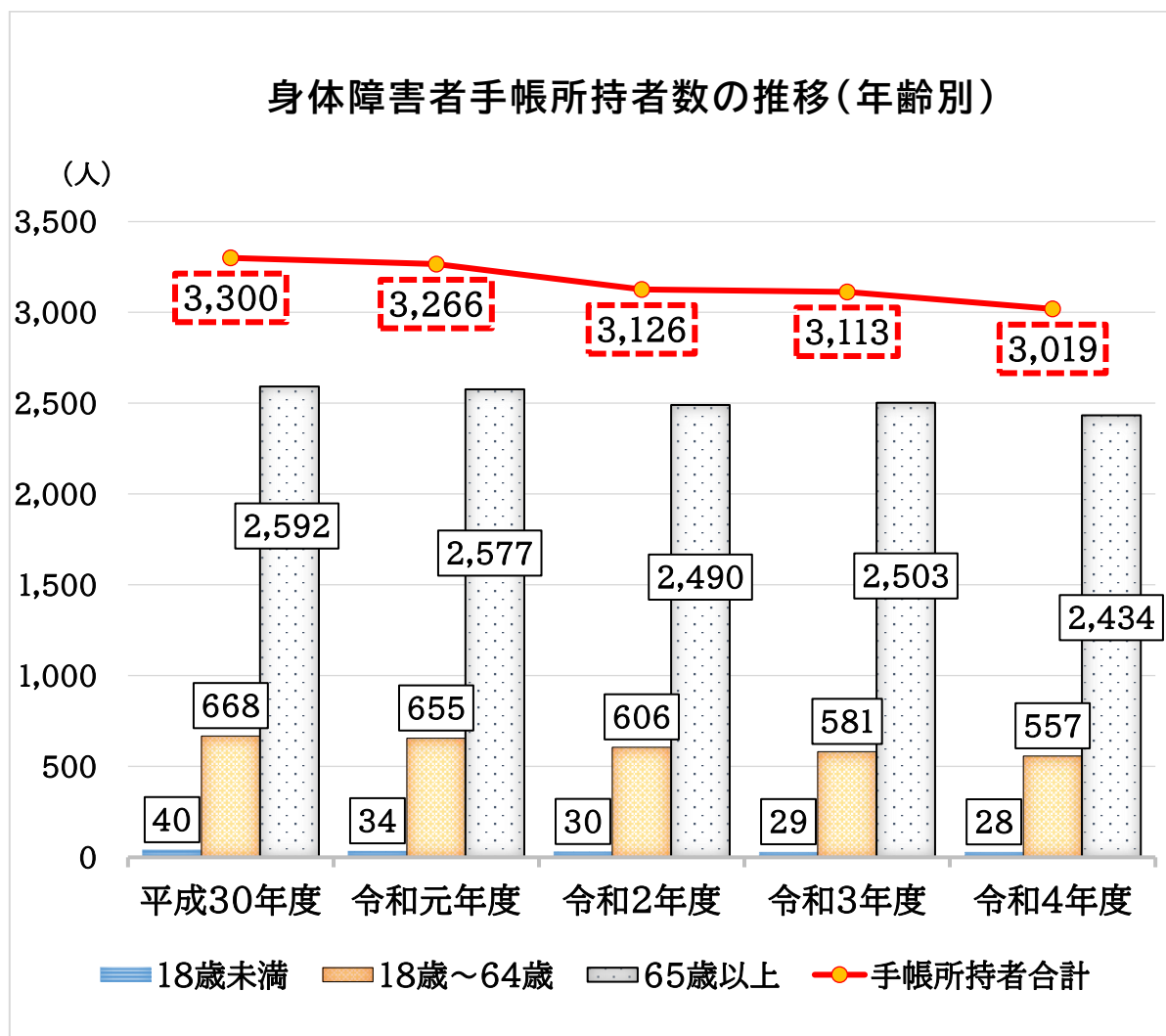
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口	73,133	72,193	71,336	70,327	69,430	
手帳所持者数合計	4,538	4,544	4,436	4,476	4,443	
内訳	身体障害者手帳	3,300	3,266	3,126	3,113	3,019
	療育手帳	801	815	839	860	881
	精神障害者保健福祉手帳	437	463	471	503	543

各年度3月末現在

(2) 身体障がい者(児)の状況

① 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の年齢別では、令和4年度が3,019人で、18歳未満の28人に対し、65歳以上は2,434人となっており、65歳以上が全体の約81%を占めています。



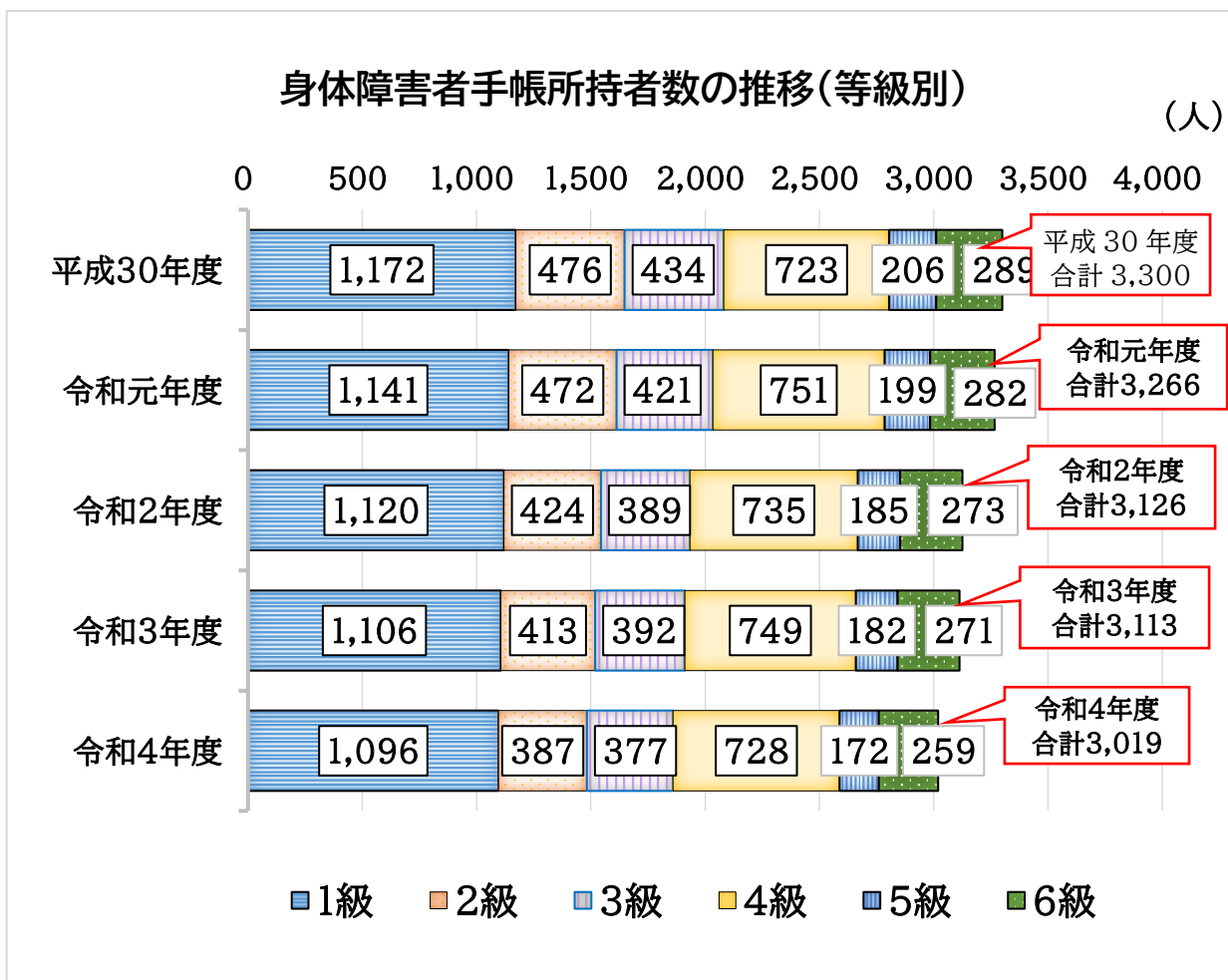
単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	40	34	30	29	28
18歳~64歳	668	655	606	581	557
65歳以上	2,592	2,577	2,490	2,503	2,434
手帳所持者合計	3,300	3,266	3,126	3,113	3,019

各年度3月末現在

② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の等級別では、いずれの年度も1級・2級の重度身体障がい者が全体の約50%を占めており、障がいの重度化の傾向が顕著となっています。



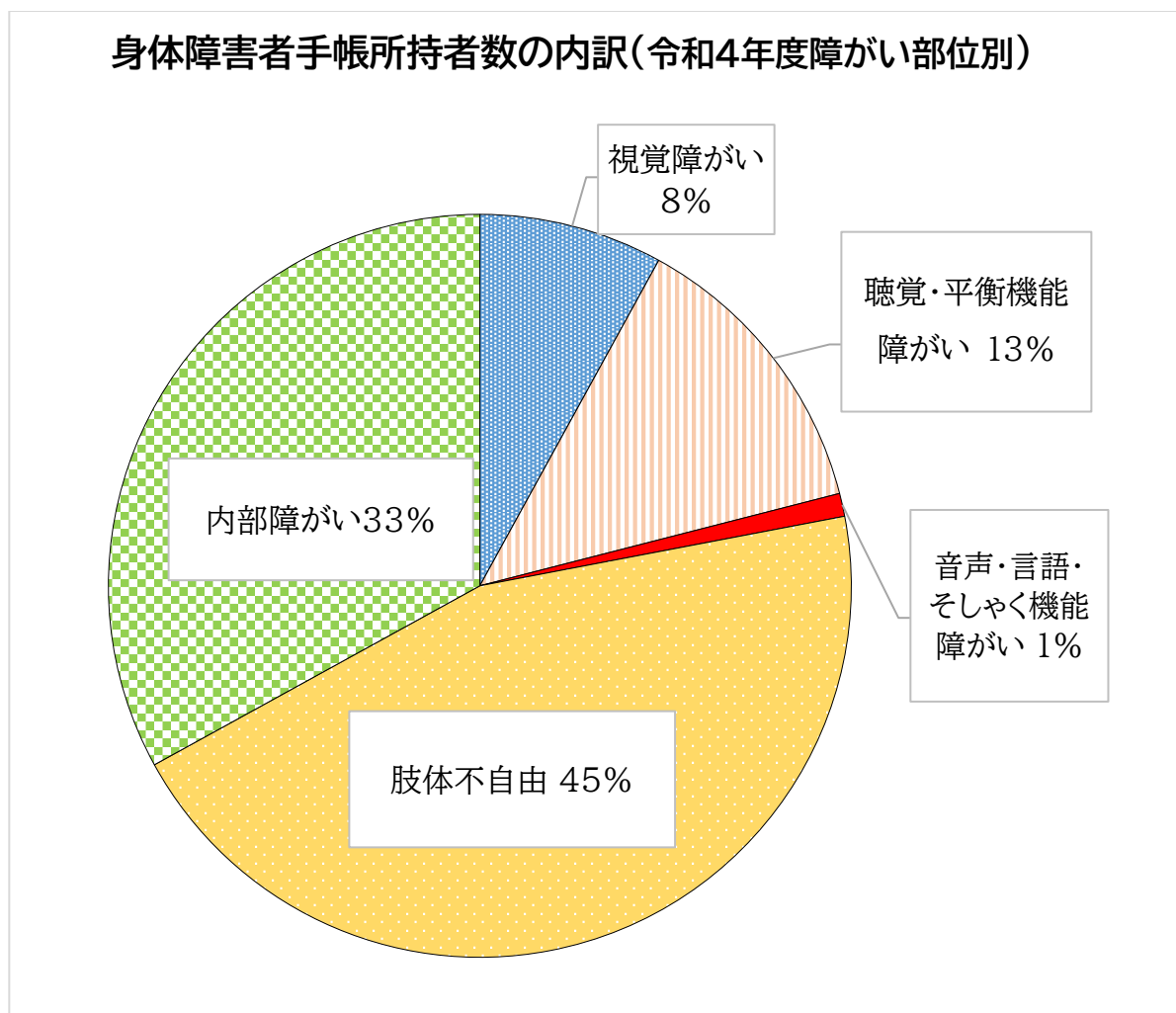
単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,172	1,141	1,120	1,106	1,096
2級	476	472	424	413	387
3級	434	421	389	392	377
4級	723	751	735	749	728
5級	206	199	185	182	172
6級	289	282	273	271	259
手帳所持者数合計	3,300	3,266	3,126	3,113	3,019

各年度3月末現在

③ 障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の障がい部位別では、いずれの年度も肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっており、令和4年度においては、肢体不自由と内部障がいをあわせると全体の約78%を占めています。



単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	273	272	261	260	250
聴覚・平衡機能障がい	433	444	422	418	402
音声・言語・そしゃく機能障がい	29	30	30	29	29
肢体不自由	1,605	1,565	1,458	1,434	1,356
内部障がい	960	955	955	972	982
手帳所持者数合計	3,300	3,266	3,126	3,113	3,019

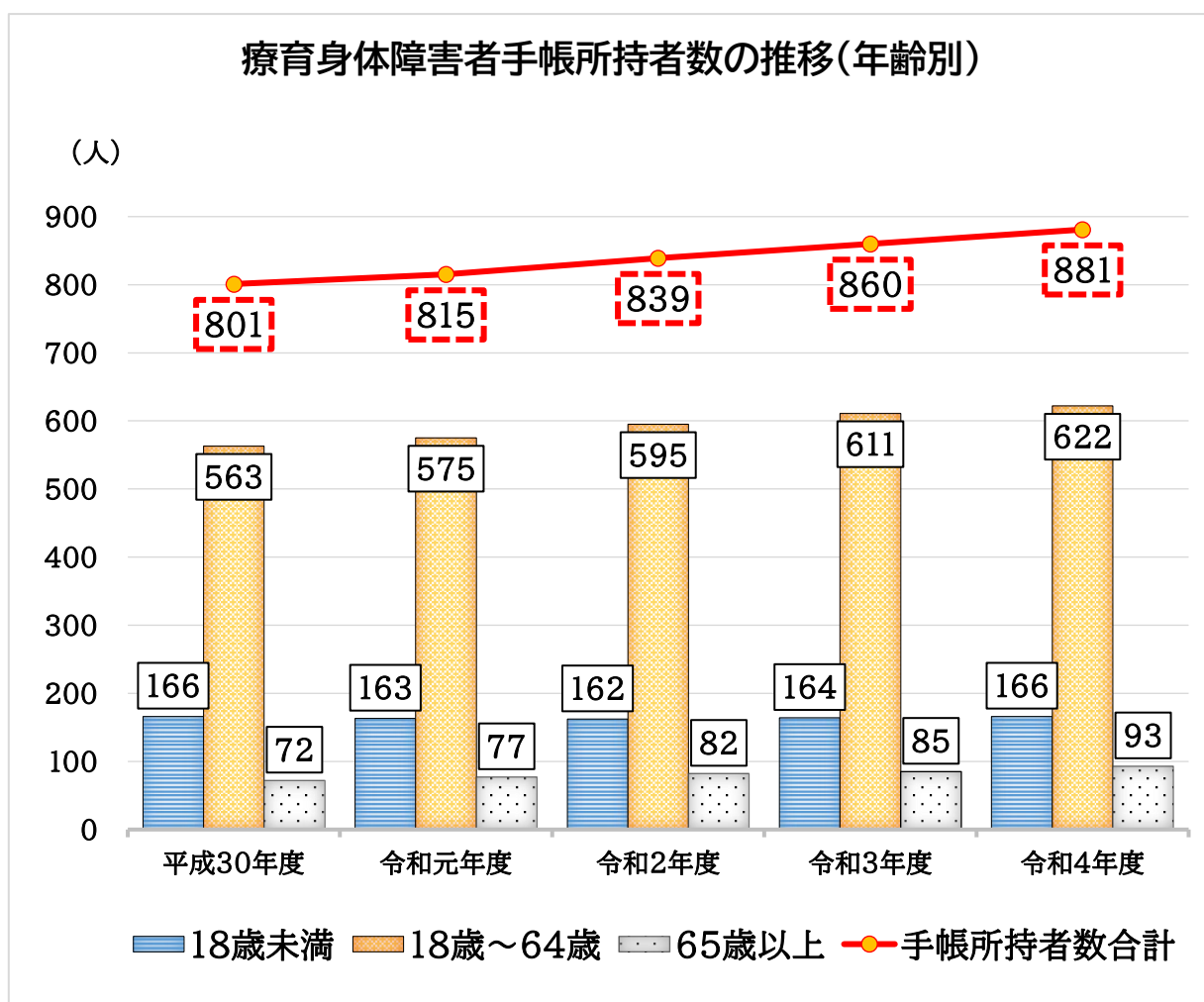
各年度3月末現在

(3) 知的障がい者(児)の状況

① 年齢別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の年齢別では、18歳未満は平成30年度から令和4年度にかけて、ほぼ横ばいで推移していますが、18歳～64歳は59人、65歳以上は21人増加しています。

18歳～64歳の療育手帳所持者が全体の約70%を占めています。



単位:人

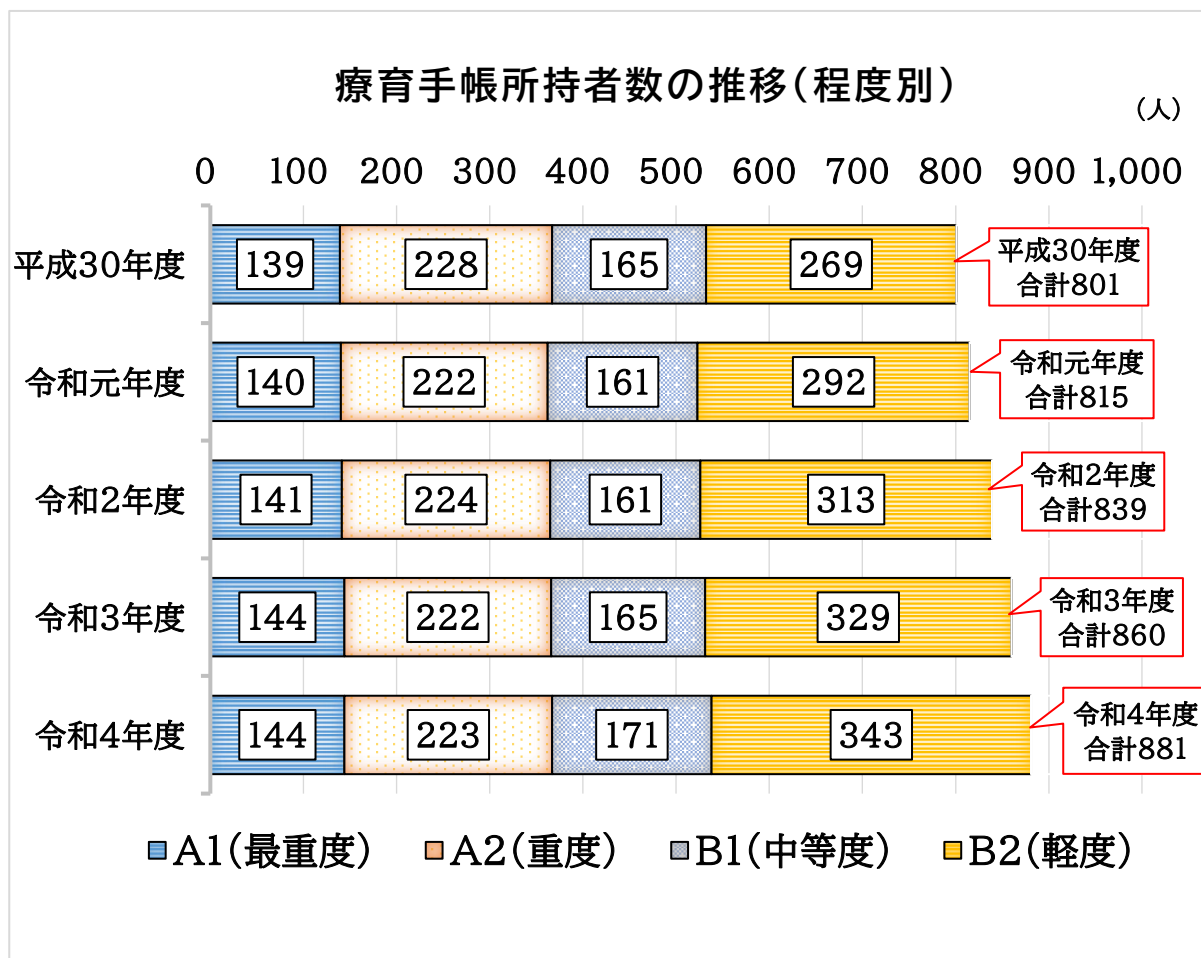
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	166	163	162	164	166
18歳～64歳	563	575	595	611	622
65歳以上	72	77	82	85	93
手帳所持者数合計	801	815	839	860	881

各年度3月末現在

② 程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の程度別では、A1、A2、B1 は平成30年度から令和4年度にかけて、ほぼ横ばいで推移していますが、B2は74人増加しています。

また、B2 は、平成30年度と令和4年度を比較し、約27.5%増加しています。



単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1(最重度)	139	140	141	144	144
A2(重度)	228	222	224	222	223
B1(中等度)	165	161	161	165	171
B2(軽度)	269	292	313	329	343
手帳所持者合計	801	815	839	860	881

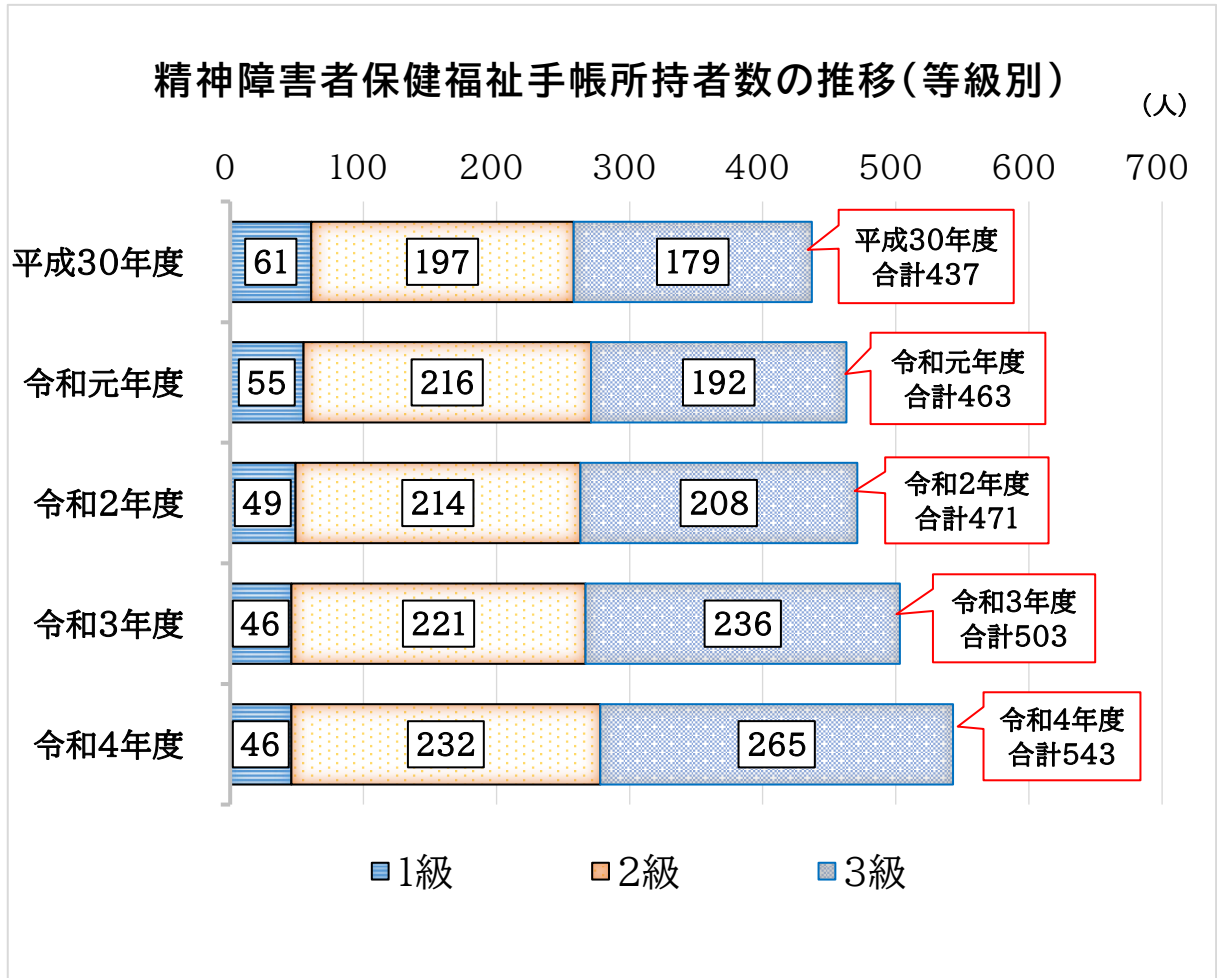
各年度3月末現在

(4) 精神障がい者(児)の状況

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、平成30年度から令和4年度にかけて1級の手帳所持者は減少していますが、2級は35人、3級は86人増加しています。

平成30年度と令和4年度を比較し、2級の手帳所持者は約18%増加しており、3級の手帳所持者は約48%と急激に増加しています。



単位:人

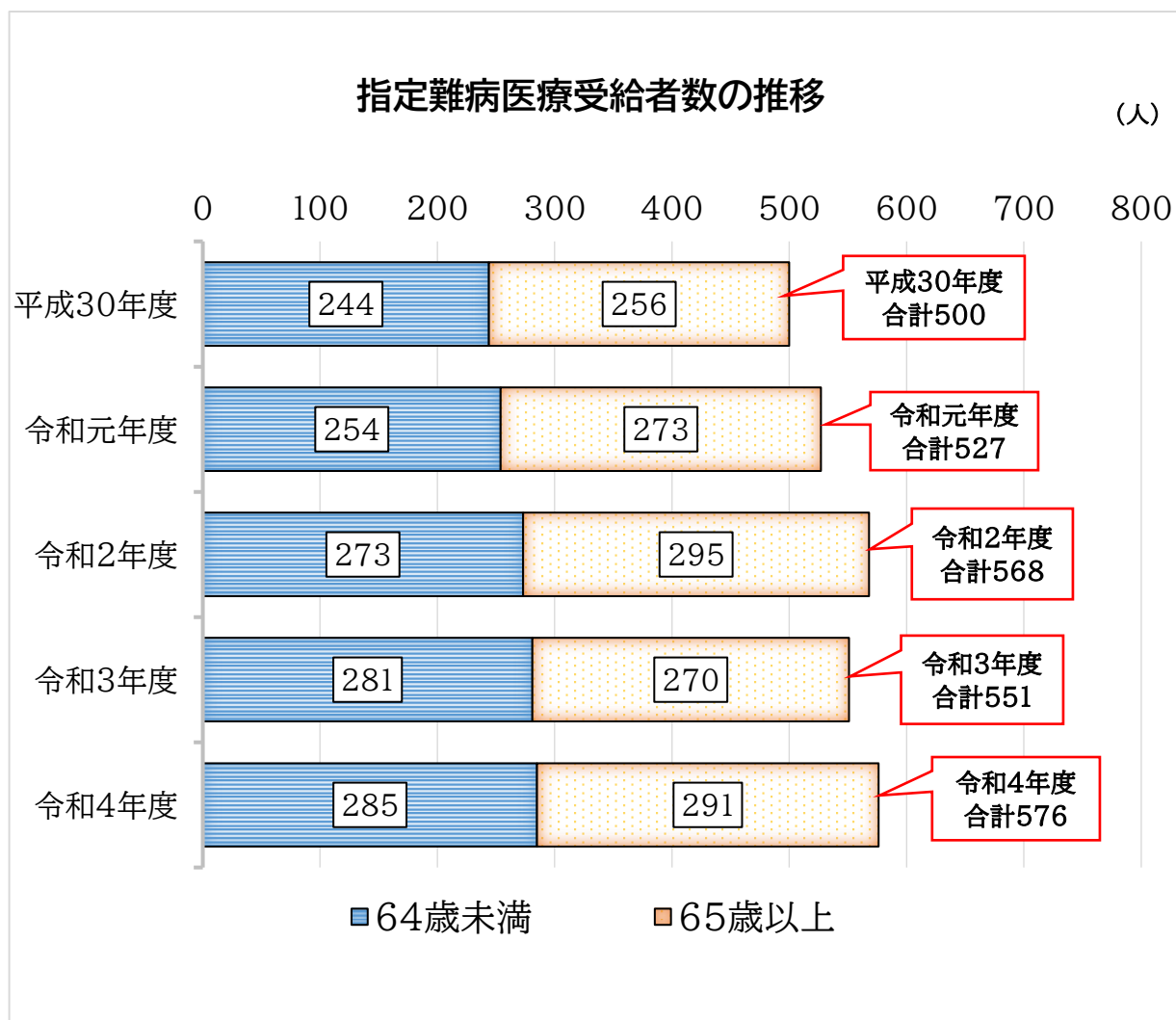
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	61	55	49	46	46
2級	197	216	214	221	232
3級	179	192	208	236	265
手帳所持者合計	437	463	471	503	543

各年度3月末現在

(5) 指定難病医療受給者数の推移

指定難病医療受給者数は、令和4年度は576人で、平成30年度の500人と比較して76人増加しています。

65歳以上の受給者数が全体の約50%を占めています。



単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
64歳未満	244	254	273	281	285
65歳以上	256	273	295	270	291
受給者数合計	500	527	568	551	576

資料：阿南保健所（各年度12月末現在）

第3章 基本指針の概要

1 基本指針について

「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針であり、市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定します。なお、計画期間は、3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能となっています。

2 基本指針の見直しの主な内容(令和5年5月19日告示)

基本指針における見直しの主な内容は次のとおりです。

①	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③	福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④	障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
⑤	発達障害者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥	地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦	障害者等に対する虐待の防止	・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧	「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨	障害福祉サービスの質の確保	・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩	障害福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪	よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫	障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬	障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭	その他:地方分権提案に対する対応	・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

障がい者等の自立支援の課題に対応するため、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標です。

①	<u>施設入所者の地域生活への移行</u> ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
②	<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
③	<u>地域生活支援の充実</u> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

	<p><u>福祉施設から一般就労への移行等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 <p>④ ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
	<p><u>障害児支援の提供体制の整備等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 <p>⑤ ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に 1 か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
	<p><u>相談支援体制の充実・強化等</u></p> <p>⑥ ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
	<p><u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</u></p> <p>⑦ ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</p>

4 活動指標

成果目標を達成するために計画に見込む必要な量等です。

①	<p><u>施設入所者の地域生活への移行</u> (県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ・同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ・重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※ ・行動援護の利用者数、利用時間数 ※ ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ <p><u>※個々のサービスとしての指標は初めて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ・就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ・就労定着支援の利用者数 ・短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ・自立生活援助の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加 ・計画相談支援の利用者数 ・地域移行支援の利用者数 ・地域定着支援の利用者数 ・施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認
②	<p><u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u> (県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援の利用者数 ・精神障害者の地域定着支援の利用者数 ・精神障害者の共同生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床からの退院後の行き先別の自立訓練(生活訓練)
③	<p><u>地域生活支援の充実</u> (県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④	<p><u>福祉施設から一般就労への移行等</u> (県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数 ・福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ・障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤	<p><u>発達障害者等に対する支援</u> (県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者地域支援協議会の開催回数 ・発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
⑥	<p><u>障害児支援の提供体制の整備等</u> (県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ・保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ・訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・障害児相談支援の利用児童数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設の利用児童数 ・医療型障害児入所施設の利用児童数 ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】
⑦	<p><u>相談支援体制の充実・強化等</u> (市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置【新設】 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】
⑧	<p><u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</u> (市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 <p>(県・市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

第4章 障がい福祉サービス等の実績及び成果目標

新たに策定する「第7期阿南市障がい福祉計画・第3期阿南市障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づき計画期間が終了する令和8年度を目標年度として成果目標を次のとおり定めます。

成果目標

- 目標1 施設入所者の地域生活への移行
- (1) 令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数
 - (2) 令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数
- 目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 目標3 地域生活支援の充実
- (1) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - (2) 強度行動障がい者への支援体制の整備【新規】
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- (1) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数
 - ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者が一定水準以上である事業所の割合【新規】
 - (2) 一般就労後の定着支援
 - ① 就労定着支援事業の利用者数
 - ② 就労定着支援事業所ごとの就労定着率【新規】
- 目標5 障がい児支援の提供体制の整備等
- (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
 - ① 児童発達支援センターの設置
 - ② 保育所等訪問支援の実施体制の確保
 - (2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について
 - ① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数
 - ② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数
 - ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定
 - ④ 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置
- 目標6 相談支援体制の充実・強化等
- ① 基幹相談支援センターの設置（地域の相談支援体制の強化）
 - ② 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新規】
- 目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用【新規】
 - ② 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有【新規】

目標1 施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の基本理念に基づき、障がい者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホーム等における障がい者の重度化・高齢化への対応や地域生活支援拠点等の整備の推進等に取り組む必要があります。

また、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認し、関係機関等と連携し、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援を行う必要があります。

(1) 令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
10人	3人

○令和2年度から令和5年度までの4年間で、施設入所者のうち地域生活移行者の実績（見込み）は3人となりました。

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	10人
目標値設定の考え方	令和5年度から令和8年度までの4か年で、地域生活へ移行する者の数を令和4年度末時点の施設入所者157人の6%以上である10人と設定します。
目標達成のための方策	施設の関係者及び相談支援事業所等との連携並びに障害支援区分認定調査実施時の機会を活用するなど、施設入所者の地域生活への移行等に関する本人の意向把握に努めます。また、関係機関と連携し、地域生活を希望する施設入所者が、安心して地域生活を送るための支援を行います。

国の基本指針

・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(2) 令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
3人	1人

○令和元年度末の施設入所者数は157人で、令和5年度末の施設入所者数は156人を見込んでおり、施設入所者の減少数の実績（見込み）は目標値を達成できない見込みです。

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	数値目標は設定しない
目標値設定の考え方	施設入所者に対する地域生活への移行を推進することにより退所者数の増加が見込まれますが、一方では、家庭や障がいの程度等の状況により、施設入所のニーズが高い現状があります。こうしたことを踏まえ、施設入所者数の減少を目標として設定することは実態にそぐわないため、数値目標は設定しませんが、施設入所者の動向について注視していきます。 (施設待機者:令和5年11月現在28人)

国の基本指針

- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制の構築を推進する必要があります。

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
1か所	未設置

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	未設定（県の設定項目）
目標値設定の考え方	市の取組としては、令和6年度から南部I障がい者自立支援協議会において精神保健福祉部会の設置を予定しており、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関との連携強化を図ります。

国の基本指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における入院3か月後時点68.9%以上、入院後6か月時点84.5%以上及び入院後1年時点91.0%以上として設定することを基本とする。

目標3 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、コーディネーターの配置などによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、複数の機関がそれぞれの役割を踏まえた効率的な支援体制を構築する等により、その機能の強化を図る必要があります。

また、強度行動障がい有する人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制を構築する必要があります。

(1) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
南部第I圏域で1か所	1か所

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	1か所/運用状況の検証・検討(年1回以上)
目標値設定の考え方	1か所ある地域生活支援拠点等を引き続き支援します。また、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討する会議を年1回以上開催します。
目標達成のための方策	運用状況の検証及び検討を行う会議を開催し、地域生活支援拠点等の機能を強化します。

国の基本指針

・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討することを基本とする。

(2) 強度行動障がい者への支援体制の整備 新規

強度行動障がいは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態にあることから、その人の状況や支援ニーズを把握した上で支援することが必要となります。

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	強度行動障がいを有する人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関等との連携した支援体制の構築を目指します。
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえた設定をします。
目標達成のための方策	相談支援事業所や家族等から強度行動障がいを有する人の状況や支援ニーズを把握するように努めます。また、自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、支援体制の整備について検討します。

国の基本指針

・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を推進する必要があります。就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業の目的です。

障がい者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により、必要な取組及び支援を行う必要があります。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値		令和5年度末の実績見込み
令和5年度中の一般就労への移行者数 * 令和元年度中に福祉施設の利用を終了し、一般就労する人数の1.27倍以上が一般就労へ移行。	2人	3人
令和5年度中の就労移行支援事業利用者の移行者数 * 令和元年度中に就労移行支援事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.30倍以上。	2人	2人
令和5年度中の就労継続支援A型利用者の移行者数 * 令和元年度中に就労継続支援A型事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.26倍以上。	0人	1人
令和5年度中の就労継続支援B型利用者の移行者数 * 令和元年度中に就労継続支援B型事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.23倍以上。	0人	0人

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	令和8年度中の就労移行支援事業等利用者の一般就労への移行者数	14人
	令和8年度中の就労移行支援事業利用者の移行者数	3人
	令和8年度中の就労継続支援A型利用者の移行者数	7人
	令和8年度中の就労継続支援B型利用者の移行者数	4人

<p>目標値設定の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針を踏まえ、令和 3 年度に就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行した者 11 人の1.28倍の 14 人と設定します。 ・そのうち、就労移行支援事業は令和 3 年度の2人の1.31倍以上の3人と設定します。 ・就労継続支援A型事業は令和 3 年度の5人の1.29倍以上の7人と設定します。 ・就労継続支援B型事業は令和 3 年度の3人の1.28倍以上の4人と設定します。
<p>目標達成のための方策</p>	<p>障がいのある人が、その人の状態や就労への希望に適した事業所を選び、一般就労へ向けた訓練を受けられるよう関係機関と連携し、障がいのある人や就労移行支援事業所等への支援を行います。</p>

国の基本指針

・令和 8 年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。

※就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者が一定水準以上である事業所の割合 新規

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	5割
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、5割と設定します。
目標達成のための方策	障がいのある人が、その人の状態や就労への希望に適した事業所を選び、一般就労へ向けた訓練を受けられるよう関係機関と連携し、障がいのある人や就労移行支援事業所への支援を行います。

国の基本指針

・就労移行支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

【参考】

令和4年度末実績	1割4分
----------	------

(2) 一般就労後の定着支援

① 就労定着支援事業の利用者数

【第6期阿南市障害福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値		令和5年度末の実績見込み	
令和5年度中の就労定着支援事業利用者数 *令和5年度中に一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用	0人	0人	6人

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	5人
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、令和3年度の就労定着支援の利用実績3人の1.41倍である5人と設定します。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人のうち、就労に伴う環境の変化により生活リズムや体調管理等生活面の課題が生じている場合は、課題解決に向けた支援が行えるよう関係機関と連携し支援を行います。また、就労定着支援事業の利用について周知に努めます。

国の基本指針

・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

② 就労定着支援事業所ごとの就労定着率 新規

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	2割5分
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、2割5分と設定します。
目標達成のための方策	就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本として設定します。

※前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が、前年度において3年6か月以上6年6か月未満継続して就労していた者の占める割合

国の基本指針

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【参考】

令和4年度末実績	2割5分
----------	------

目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を目指す必要があります。

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
2 か所	2 か所(南部第 I 圏域)

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	2 か所(南部第 I 圏域)
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、2 か所と設定します。
目標達成のための方策	南部第 I 圏域で2か所の設置があり、引き続き支援します。

国の基本指針

・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援の実施体制の確保

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
1 か所	1 か所(南部第 I 圏域)

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	1 か所(南部第 I 圏域)
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、1か所と設定します。
目標達成のための方策	南部第 I 圏域にある児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業を実施しています。実施体制は構築できているため、引き続き支援します。

国の基本指針

・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
3 か所	3 か所(南部第 I 圏域)

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	3 か所(南部第 I 圏域)
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、3か所と設定します。
目標達成のための方策	南部第 I 圏域で3か所の設置があり、引き続き支援します。

国の基本指針

・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
3 か所	3 か所(南部第 I 圏域)

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	3 か所(南部第 I 圏域)
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、3 か所と設定します。
目標達成のための方策	南部第 I 圏域で3か所の設置があり、引き続き支援します。

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
1 か所	1 か所(南部第 I 圏域)

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	1 か所(南部第 I 圏域)
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、1か所と設定します。
目標達成のための方策	南部第 I 圏域で1か所の設置があり、引き続き支援します。

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

【第2期阿南市障害児福祉計画の成果】

令和5年度末の目標値	令和5年度末の実績見込み
1人	5人（南部第I圏域）

【第3期阿南市障がい児福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	5人（南部第I圏域）
目標値設定の考え方	国の基本指針及び実績を踏まえ、5人と設定します。
目標達成のための方策	医療的ケア児等に対する支援が行える人材を確保するため、研修の受講及びスキルアップ等の支援を行います。

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

目標6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待されていることから、設置に向けた取り組みを行う必要があります。

協議会は、地域の障がい者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障がい者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っていることから、さらなる関係機関等の連携の緊密化を図る必要があります。

① 基幹相談支援センターの設置（地域の相談支援体制の強化）

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	基幹相談支援センターの設置 1か所
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、1か所設置と設定します。
目標達成のための方策	地域における中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業所に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される基幹相談支援センターの設置に向けて、検討していきます。

国の基本指針

・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【参考】

令和4年度末実績	基幹相談支援センター設置なし
----------	----------------

② 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 新規

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	整備済(継続)
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、設定します。
目標達成のための方策	南部第I障がい者自立支援協議会において、個別事例検討を行うことで地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障がい者の支援体制の整備につなげていく取組を推進します。

国の基本指針

・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【参考】

令和4年度末実績	整備済
----------	-----

目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 新規

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

令和8年度末の目標値	3人
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、障がい福祉サービス等を理解するための研修に参加する人数を3人と設定します。
目標達成のための方策	県が主催する市町村職員に対して実施する障がい福祉サービス等の研修に参加します。

② 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有 新規

【第7期阿南市障がい福祉計画の数値目標等】

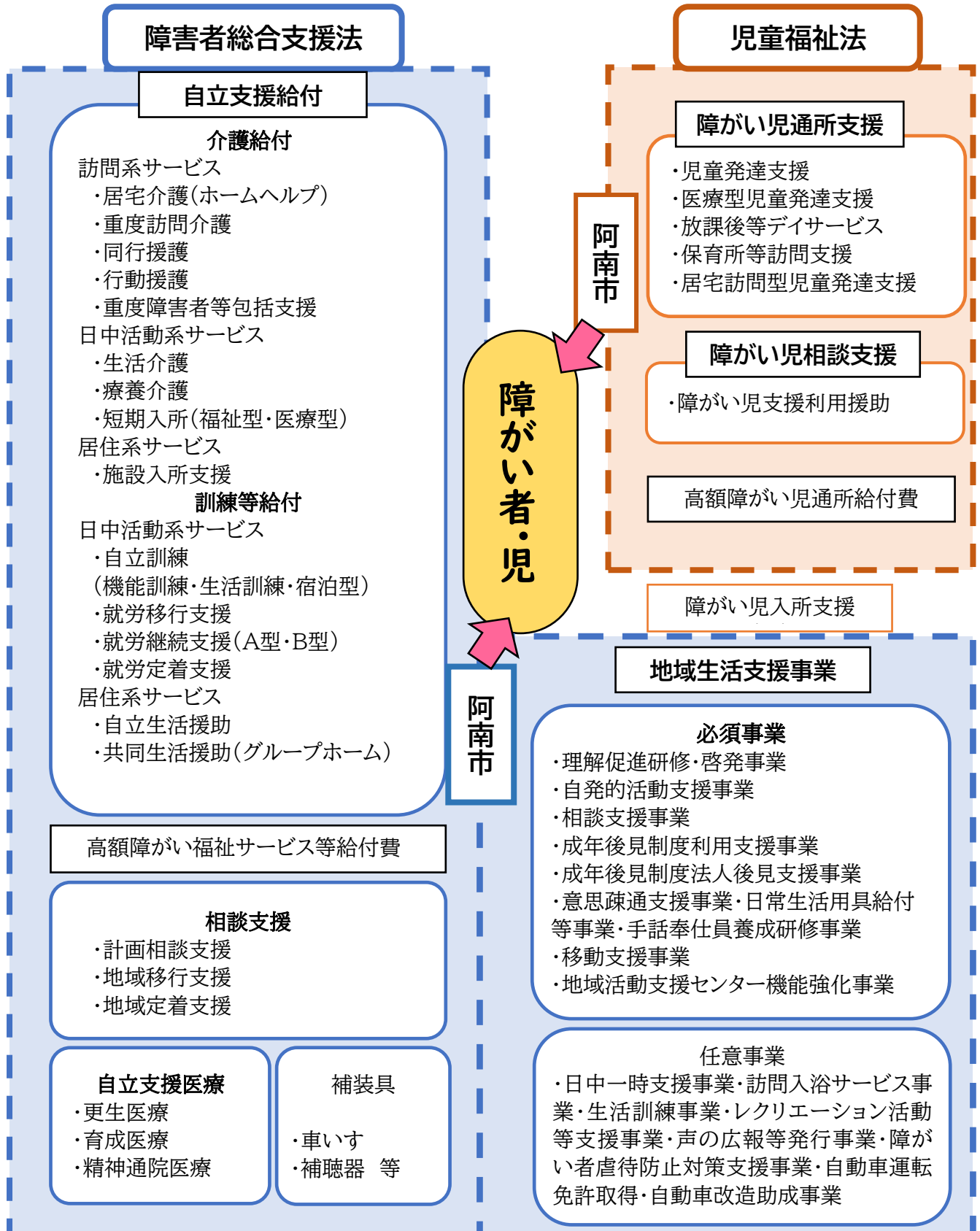
令和8年度末の目標値	審査結果の活用方法の調査・研究
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、設定します。
目標達成のための方策	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析方法及びその結果の活用方法について、県及び他市町村等の状況を調査・研究します。

国の基本指針

- ・令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第5章 障がい福祉サービス・障がい児支援の体系図・サービス内容

1 サービスの体系図



2 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する方が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護その他外出する際に必要な援助(代読・代筆等)を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
		重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある方、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。
② 日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
		療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、こうした支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
		短期入所 (福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障がい者支援施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な支援を行います。
		短期入所 (医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な医療的ケアを行います。
			自立訓練 (機能訓練)
		自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所又は同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

	訓練等給付	自立訓練 (宿泊型)	障がいのある人に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
		就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、食場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
		就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能なる方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
		就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
		就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
③ 居住系サービス	訓練等給付	自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	障がいにより単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	介護給付	施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
④ 相談支援	計画	計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。
	地域支援	地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人などに、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
		地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

3 障がい児支援

① 障がい 児通 所支 援	児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
② 障がい 児相 談支 援	障がい児支援利用 援助	障がい児通所支援の利用申請手続において、障がいのある児童の心身の状況や環境又は障がいのある保護者の意向その他の事情を勘案・考慮し「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。また通所決定後に事業所等との連絡・調整を行います。

4 地域生活支援事業

① 必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるためのイベントの開催、啓発活動を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。
	相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。
	①基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。
	②住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに入居契約の手続の支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障がいのある人が、成年後見制度を利用するために必要となる経費の全部又は一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出支援を行います。	
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行う地域活動支援センターの機能を強化し、障がいのある人の地域生活を支援します。	
② 任意事業	日中一時支援事業	障がい者(児)に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	訪問入浴サービス(日常生活支援)	入浴が困難な身体障がい者(児)に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	生活訓練事業	障がいの特性に応じて、日常生活上必要な訓練を行います。
	レクリエーション活動等支援事業	スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。
	声の広報等発行事業	声の広報等を発行して、視覚に障がいのある人に必要な情報を提供します。
	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関・団体・地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備の支援を行います。
	自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	障がいのある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。また、障がいのある人が、通勤等に使用するために、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。

第6章 障がい福祉サービス・障がい児支援の実績及び見込量

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

全てのサービスにおいて見込みに対し、令和3年度、令和4年度の実績は多くなっています。

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込み	230	3,680	253	4,550	278	5,000
	実績	273	4,526	267	5,589	231	6,319
	居宅介護	246	3,003	238	2,977	201	3,003
	重度訪問介護	3	453	5	1,519	5	2,026
	同行援護	32	415	33	464	29	587
内 訳	行動援護	34	656	34	629	28	705
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

※月平均。令和5年度は7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込量】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの需要が増加すると見込んでいます。さらには、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行されたことに伴い、今後、同行援護と行動援護の利用が増加すると見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護		250	3,125	270	3,375	290	3,625
重度訪問介護		6	2,430	7	2,835	8	3,240
同行援護		34	687	37	758	39	819
行動援護		34	850	37	925	39	975
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0

見込量の確保のための方策

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの需要の増加が予想されるため関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図るとともに、サービス内容等の周知に努めます。また、計画相談を通じて利用者の意向に沿いながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

日中活動系サービスのうち、生活介護の実績については増加傾向にあり、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、短期入所(福祉型)の実績については、減少傾向にあります。他のサービスについては概ね同程度で推移しています。

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)
生活介護	見込み	228	4,788	233	4,893	238	4,988
	実績	245	4,661	248	4,708	252	4,874
自立訓練 (機能訓練)	見込み	1	21	1	21	1	21
	実績	1	3	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込み	2	44	15	122	15	122
	実績	9	80	7	59	1	23
精神障がい者の 自立訓練 (生活訓練) 【新設】	実績	6	50	6	52	1	23
就労移行支援	見込み	20	400	28	500	37	740
	実績	21	239	18	179	9	156
就労継続支援 (A型)	見込み	100	2,000	113	2,260	126	2,520
	実績	117	1,695	112	1,688	92	1,828
就労継続支援 (B型)	見込み	123	2,460	128	2,560	133	2,660
	実績	135	2,166	135	2,273	132	2,475
就労定着支援	見込み	1		2		3	
	実績	3		5		4	
療養介護	見込み	35		35		35	
	実績	35		34		34	
短期入所 (福祉型)	見込み	10	50	20	100	20	100
	実績	28	80	22	45	17	57
短期入所 (医療型)	見込み	1	2	2	4	2	4
	実績	0	0	0	0	0	0

※月平均。令和5年度は7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込量】

第6期計画の実績等を考慮し、見込んでいます。

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (日/月)
生活介護	256	4,951	260	5,028	264	5,105
自立訓練(機能訓練)	1	21	1	21	1	21
自立訓練(生活訓練)	7	59	10	88	10	88
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	5	40	7	60	7	60
※就労選択支援	0	0	2	5	5	13
就労移行支援	20	400	25	500	33	660
就労継続支援(A型)	110	2,200	120	2,400	130	2,600
就労継続支援(B型)	135	4,788	140	4,893	150	4,988
就労定着支援	5		7		10	
療養介護	35		35		35	
短期入所(福祉型)	20	60	25	75	30	90
短期入所(医療型)	1	2	1	2	1	2

見込量の確保のための方策

日中活動系サービスの利用について、今後も継続して、利用者のニーズに応じたサービス量を供給できるよう、事業者の確保に努めます。また、就労系サービス利用者の一般就労へ向けて、段階的な支援に努めます。

※就労選択支援は、障害者総合支援法の一部改正により令和6年4月1日から起算して3年を超えない日からサービスの提供を開始することになっています。

(3) 居住系サービス

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

共同生活援助(グループホーム)は、見込みに対し、実績が10名程度多くなっており、施設入所支援は、見込みに対し、実績は概ね同程度で推移しています。

項目		令和3年度 (2021) 実人数(人/月)	令和4年度 (2022) 実人数(人/月)	令和5年度 (2023) 実人数(人/月)
自立生活援助	見込み	3	6	10
	実績	1	0	0
精神障がい者の 自立生活援助 【新設】	実績	1	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込み	50	52	54
	実績	62	61	63
精神障がい者の共同生 活援助(グループホー ム)【新設】	実績	21	21	21
施設入所支援	見込み	155	155	154
	実績	158	157	153

※月平均。令和5年度は7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込量】

共同生活援助(グループホーム)については、第6期計画の実績及び地域生活への移行の推進を考慮し、増加すると見込んでおり、施設入所支援については、第6期計画の実績及び令和8年度末の成果目標を考慮し、設定しています。

項目		令和6年度 (2024) 実人数(人/月)	令和7年度 (2025) 実人数(人/月)	令和8年度 (2026) 実人数(人/月)
自立生活援助		1	1	1
精神障がい者の自立生活援助 【新設】		1	1	1
共同生活援助(グループホーム)		70	75	80
精神障がい者の共同生活援助(グ ループホーム)【新設】		24	26	28
施設入所支援		156	154	152

見込量の確保のための方策

施設入所者の地域移行を推進するために、関係機関と連携を図りながら在宅やグループホームで対応が困難な人の居住の場の確保に努めます。また、新たに施設入所を希望される人については、入所希望者のニーズ把握や環境の確認を行い、適切に施設が利用できるように努めます。

また、共同生活援助(グループホーム)については、施設入所者や長期入院者の地域移行の推進により利用者の増加が想定されるため、県と連携し、新規事業者の参入を促進する等提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

計画相談支援では、対象者のニーズに沿ったきめ細やかな支援を行っており、見込みに対し、実績が多くなっています。

項 目		令和3年度 (2021) 実人数(人/年)	令和4年度 (2022) 実人数(人/年)	令和5年度 (2023) 実人数(人/年)
計画相談支援	見込み	550	560	570
	実績	603	576	598
地域移行支援	見込み	0	0	3
	実績	1	0	0
地域定着支援	見込み	0	0	3
	実績	0	0	0

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込量】

計画相談支援は、継続利用者及び新規利用者が増加すると見込んでいます。

項 目	令和6年度 (2024) 実人数(人/年)	令和7年度 (2025) 実人数(人/年)	令和8年度 (2026) 実人数(人/年)
計画相談支援	600	610	620
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	0	0	0

見込量の確保のための方策

障がい福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保に努めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上を図ります。

2 障がい児支援

(1) 障がい児通所支援

【第2期阿南市障害児福祉計画の実績】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、見込みに対し、実績は多くなっています。

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ回 数 (日/月)	実人数 (人/月)	延べ回 数 (日/月)	実人数 (人/月)	延べ回 数 (日/月)
児童 発達支援	見込み	76	932	80	960	84	1,008
	実績	99	811	102	857	106	936
医療型 児童発達支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	見込み	180	2,700	190	2,850	200	3,000
	実績	211	2,714	242	2,809	347	3,517
保育所等 訪問支援	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	5	5	4	4	9	9
居宅訪問型 児童発達支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※月平均。令和5年度は7月分の実績

【第3期阿南市障がい児福祉計画の見込量】

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、第2期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数 (人/月)	延べ回数 (日/月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (日/月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (日/月)
児童発達支援	110	900	115	940	120	980
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	300	3,500	320	3,750	340	3,940
保育所等訪問支援	5	5	7	7	9	9
居宅訪問型児童発達 支援	0	0	0	0	0	0

見込量の確保のための方策

障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的かつ計画的に提供できる体制づくりに取り組みます。

(2) 障がい児相談支援

【第2期阿南市障害児福祉計画の実績】

令和3年度及び4年度は、見込みに対し、実績は少なくなっています。

項目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障がい児相談支援	実人数 (人/年)	見込み	380	380
		実績	299	303
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	見込み	0	0
		実績	3	5

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第3期阿南市障がい児福祉計画の見込量】

障がい児相談支援は、増加すると見込んでいます。

項目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい児相談支援	実人数(人/年)	300	310	320
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	5	5	5

見込量の確保のための方策

必要な障がい福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保及び人材育成による相談支援の質の向上を図ります。また、医療的ケア児等に対する支援が行える医療的ケア児等コーディネーターを確保するため、研修の受講及びスキルアップ等の支援を行います。

第7章 地域生活支援事業の実績及び見込量

地域支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(ふれあいのまちづくりフェア開催事業)

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

「ふれあいのまちづくりフェア」において、パネルを展示し、障がい者支援施設の活動を紹介しました。また、障がいのある人が施設で作った野菜や手作り作品のバザー販売を実施し、市民に対し、障がい及び障がいのある人等に対する理解を深める取組を実施しました。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	見込み	無	有	有
	実績	有	有	有

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

「ふれあいのまちづくりフェア」において、障がい者支援施設の活動紹介や、障がいのある人の手作り作品のバザー販売等を通して、市民の方に障がい等に対する理解を深める取組を実施します。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業		有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障がいのある人と一緒にボランティア活動や地域における社会参加などの自発的な活動を実施する団体に対し、支援を行いました。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和5年度は7月時点の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

障がい者、その家族及び地域住民等と一緒にピアサポート、災害対策支援、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援、社会活動支援等の自発的な活動を実施する団体に対し支援を行います。

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

基幹相談支援センターの設置及び住宅入居等支援事業は実施できていません。

項目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	見込み	有	有	有
	実績	無	無	無
住宅入居等支援事業	見込み	有	有	有
	実績	無	無	無

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

事業の実施に向けて、取り組みます。

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実施の有無	実施の有無	実施の有無
基幹相談支援センター等機能 強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用にかかった費用の全部又は一部を支給する事業の実施により、成年後見制度の利用の促進を図りました。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	見込み	1	2	3
	実績	2	3	0

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

阿南市成年後見制度利用促進基本計画に基づき各種事業を実施することにより、成年後見制度利用支援事業の利用者は、増加すると見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業		3	4	5

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

阿南市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、阿南市社会福祉協議会と連携しながら各種事業を推進しました。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数(人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度法人後見支援事業	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和5年度は7月時点の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画に引き続き、阿南市社会協議会と連携を図り各種事業を推進します。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を考慮し、令和3年度から令和5年度の件数を少なく見込んでいました。しかし、実績はコロナ禍以前の件数と同程度の推移となっています。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業(件/年)	見込み	55	100	100
	実績	166	154	44
手話通訳者設置事業 (人/年)	見込み	1	1	1
	実績	1	1	1

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者は、今後増加すると見込んでいます。

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件/年)	150	160	170
手話通訳者設置事業(人/年)	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

情報・意思疎通支援用具は、見込みに対し、実績は多くなっています。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数(件/年)	利用件数(件/年)	利用件数(件/年)
介護・訓練支援用具	見込み	5	5	5
	実績	2	0	0
自立生活支援用具	見込み	5	5	5
	実績	2	6	0
在宅療養等支援用具	見込み	7	7	7
	実績	5	3	3
情報・意思疎通支援用具	見込み	12	12	12
	実績	29	46	6
排泄管理支援用具	見込み	1,600	1,600	1,600
	実績	1,644	1,785	390
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込み	2	2	2
	実績	1	1	0

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	利用件数(件/年)	利用件数(件/年)	利用件数(件/年)
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	6	6	6
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	30	30	30
排泄管理支援用具	1,700	1,700	1,700
居宅生活動作補助用具(住宅改修等)	2	2	2

日常生活用具給付等事業内容

項 目	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子などを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具(住宅改修等)	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

手話奉仕員養成研修を実施しており、養成人数は見込みに対し、令和4年度及び令和5年度の実績は概ね同程度で推移しています。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		養成人数(人/年)	養成人数(人/年)	養成人数(人/年)
手話奉仕員養成研修事業	見込み	15	15	15
	実績	7	15	14

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		養成人数(人/年)	養成人数(人/年)	養成人数(人/年)
手話奉仕員養成研修事業		15	15	15

(9) 移動支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

事業所委託・個別支援型の利用者数は見込みに対し、少なくなっていますが、年間延時間は多くなっており、1人あたりの平均利用時間が増加しています。また、個別支援リフト付きワゴン車の実績は、見込みに対し、少なくなっています。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業所委託・ 個別支援型	実利用者数 (人)	見込み	120	150	150
		実績	110	123	85
	延時間 (時間/年)	見込み	8,400	10,500	10,500
		実績	10,944	12,865	4,092
個別支援リフト 付きワゴン車	実利用者数 (人)	見込み	15	20	20
		実績	17	11	6
	延時間 (時間/年)	見込み	975	1,300	1,300
		実績	760	636	154

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
事業所委託・ 個別支援型	実利用者数(人)	130	150	150
	延時間(時間/年)	13,650	15,750	15,750
個別支援リフト 付きワゴン車	実利用者数(人)	17	17	17
	延時間(時間/年)	800	800	800

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

令和2年度から市内に地域活動支援センターは設置されていません。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所 数(か所)	見込み	2	2	2
		実績	0	0	0
	実利用者 数(人)	見込み	16	16	16
		実績	0	0	0

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

まずは、地域活動支援センターの市内での設置に向けて、取り組みます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所数(か所)	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出を控えたことにより、利用が少なくなっています。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業	実利用者 数(人)	見込み	25	30	30
		実績	21	22	17
	延べ利用者 数(人)	見込み	225	270	270
		実績	145	138	15

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

これまでの延べ利用者数のみでは利用時間の実績が把握できないため、新たに利用時間ごとの回数を見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日中一時支援事業	実利用者数(人)	25	30	30
	利用時間が4時間 未満の回数(回)	1,600	1,600	1,600
	利用時間が4時間 ～8時間未満の回 数(回)	130	130	130
	利用時間が8時間 以上の回数(回)	10	10	10

(2) 訪問入浴サービス(日常生活支援)

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

利用者数は、概ね見込みどおりとなっておりますが、令和4年度及び令和5年度利用回数は、見込みに対し、実績が少なくなっています。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	見込み	5	5	5
		実績	6	4	5
	利用回数 (回)	見込み	340	340	340
		実績	358	282	101

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問入浴サービス	実利用者数(人)	6	6	6
	利用回数(回)	360	360	360

(3) 生活訓練事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】	障がいのある人に対し、生活訓練事業、夏季社会適応訓練事業、パソコン教室事業などの生活の質の向上を図る事業を実施しました。
【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】	第6期計画に引き続き、障がいのある人に対し、生活訓練事業、夏季社会適応訓練事業、パソコン教室事業等を実施し、生活の質の向上を図ります。

(4) レクリエーション活動等支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】	障がいのある人に対し、交流、健康増進及び体力向上を図ることを目的にスポーツ大会やスポーツ教室を開催し、社会参加を促進しました。
【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】	第6期計画に引き続き、障がいのある人に対し、スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、交流、健康増進、体力向上を図り、社会参加を促進します。

(5) 声の広報等発行事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】	文字による情報入手が困難な人のために、「広報あなん」「議会だより」等を音訳し、地域生活を営む上で必要な情報提供を行いました。
【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】	第6期計画に引き続き、文字による情報入手が困難な人のために、「広報あなん」「議会だより」等を音訳し、地域生活を営む上で必要な情報を提供を行います。

(6) 障がい者虐待防止対策支援事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】	相談支援事業所等と連携を図り、障がいのある人への虐待の早期発見に努めるとともに、虐待が発生した場合においては、関係機関と連携し、迅速な対応が実施できるよう体制整備を行いました。
【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】	障がいのある人への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応及び再発防止等のため、支援体制の整備及び連携体制の整備等を図ります。

(7) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【第6期阿南市障害福祉計画の実績】

自動車改造助成件数は0件と見込んでいましたが、令和3年度及び令和4年度の実績は1件となっています。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		助成件数(件)	助成件数(件)	助成件数(件)
自動車運転免許取得助成	見込み	2	2	2
	実績	4	2	1
自動車改造助成	見込み	0	0	0
	実績	1	1	0

※令和5年度は4月～7月分の実績

【第7期阿南市障がい福祉計画の見込み】

第6期計画の実績を考慮し、見込んでいます。

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		助成件数(件)	助成件数(件)	助成件数(件)
自動車運転免許取得助成		2	2	2
自動車改造助成		1	1	1

第 8 章 計画の評価・進捗管理

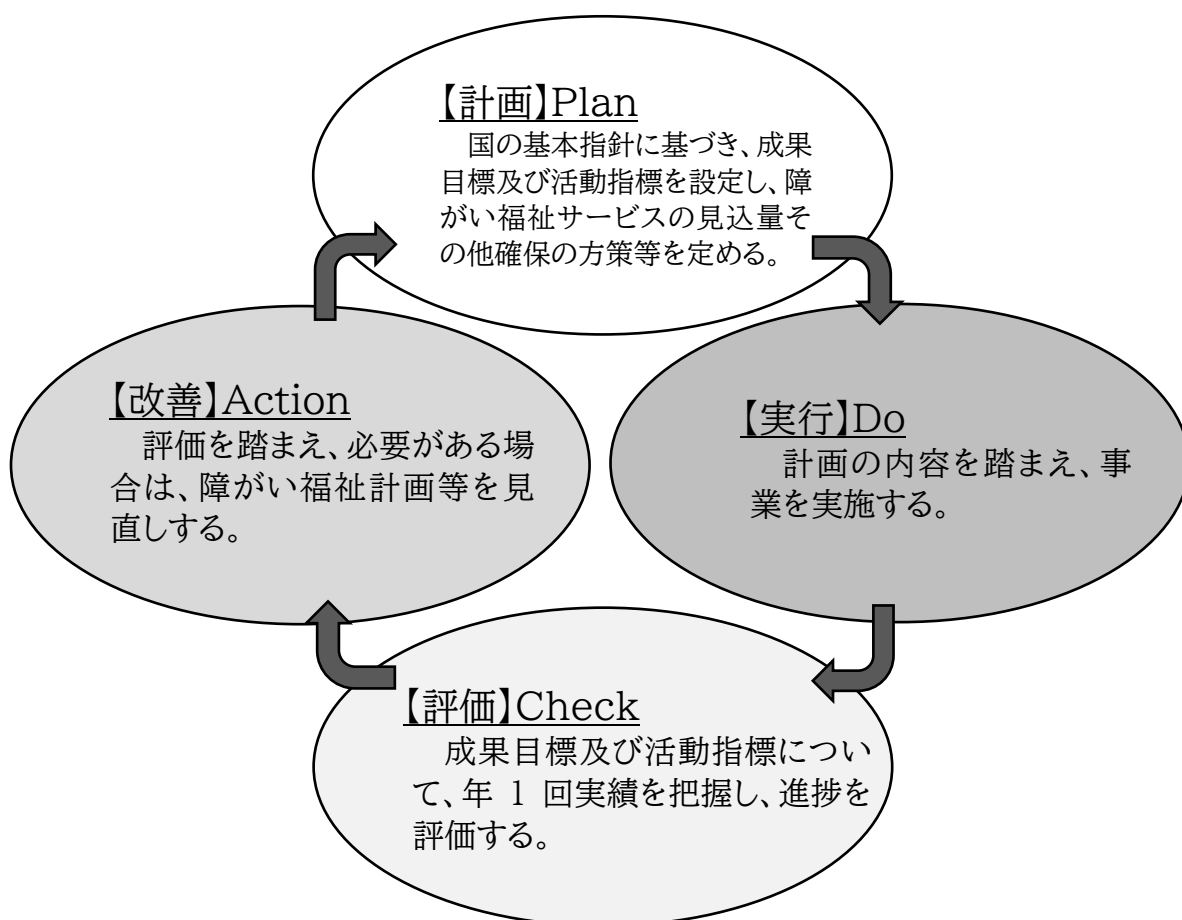
1 推進体制

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化、障がいのある人を取り巻く環境の変化、制度の改正等に柔軟かつ的確に対応するために、国や県との連携を強化します。

また、本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労機関等の障がい者支援に関わる機関との連携強化を図るとともに、障がいのある人の地域生活を支えるために、障がいのある人やその家族はもちろんのこと、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等の関係団体との一層の連携を図り、必要な人に必要な支援やサービスが行き届くよう体制の充実に努めます。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携をしながら取り組むことが重要です。そのため、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルの視点に基づく進捗管理を行い、随時、施策の見直しに努めます。



資料編

1 アンケート調査の概要

令和6年度を計画始期とする第7期阿南市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するため、障がい者の生活実態、生活自立度、障がいサービスの利用状況、障がいサービスに対する認知度・意識等を計画に反映させるために調査を実施しました。

◆障害者手帳所持者アンケート調査

調査対象者	18歳以上の障害者手帳（身体・知的・精神）所持者 920人
調査期間	令和5年8月2日～8月31日
調査方法	郵送による配布と回収
回収数	回収件数：397件、回収率：43.2%

◆障がい児アンケート調査

調査対象者	17歳以下の障害者手帳（身体・知的・精神）所持者及び児童通所支援利用者 260人
調査期間	令和5年8月2日～8月31日
調査方法	郵送による配布と回収
回収数	回収件数：106件、回収率：40.8%

(1) 手帳所持者アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

① 主な介助者の年齢・性別・健康様態・仕事について

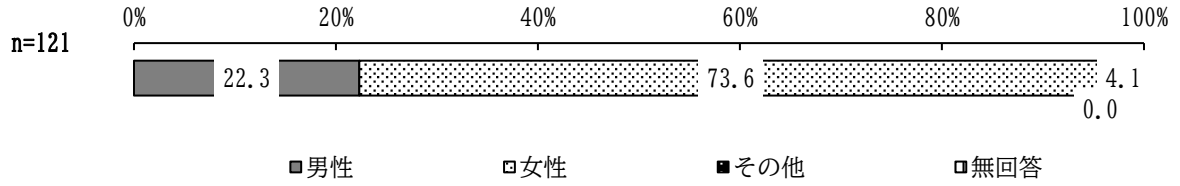
あなたを主に介助してくれる方の年齢、性別、健康状態、仕事をお答えください。
(それぞれ1つに○)

介助者の性別については、「女性」が73.6%、「男性」が22.3%で、女性のほうが51.3%高くなっています。
介助者の年齢については、「60歳代」が34.7%と最も高く、次いで「50歳代」23.1%、「70歳代」20.7%となっています。
前回調査と比較すると、「60歳代」が8.9%増加しています。
介助者の健康状態については、「ふつう」が60.3%と最も高く、次いで「よい」20.7%、「よくない」16.5%となっています。
介助者の仕事については、「仕事はしていない」が43.8%と最も高く、次いで「正社員(常勤)」23.1%、「パート、アルバイト、臨時雇用、派遣労働」18.2%、「自営業(農林水産業も含む)」11.6%となっています。正社員、非正規雇用、自営業を合わせると52.9%となります。

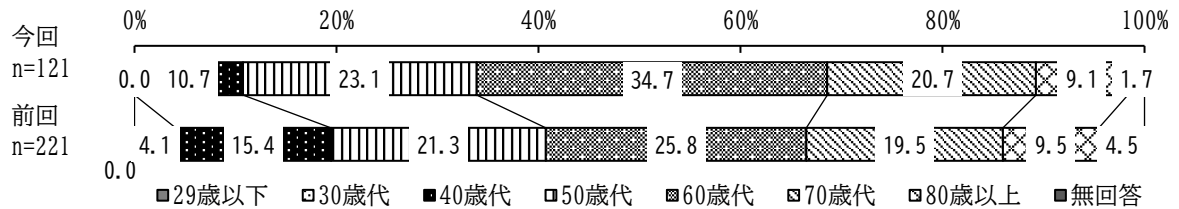
▽課題と方向性▽

障がい者の高齢化に伴い、介助者の高齢化や就労の制限など、個々の生活状態に配慮した支援が求められていることから、相談支援事業所と連携し、個々のニーズに応じた支援を行う必要があります。

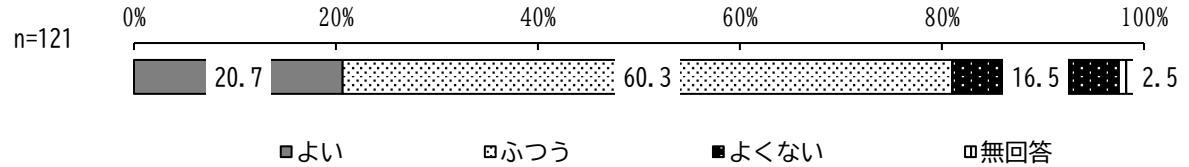
【性別】



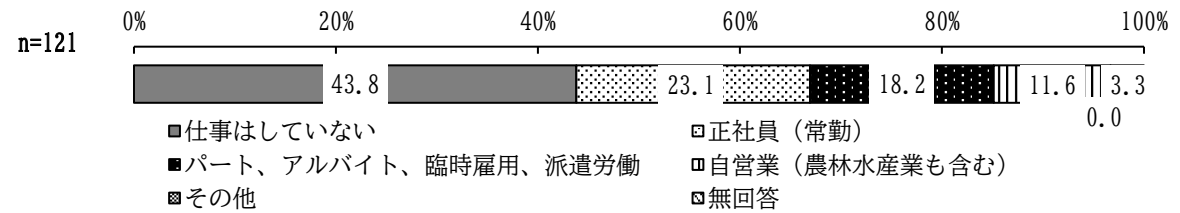
【年齢】



【健康状態】



【仕事】

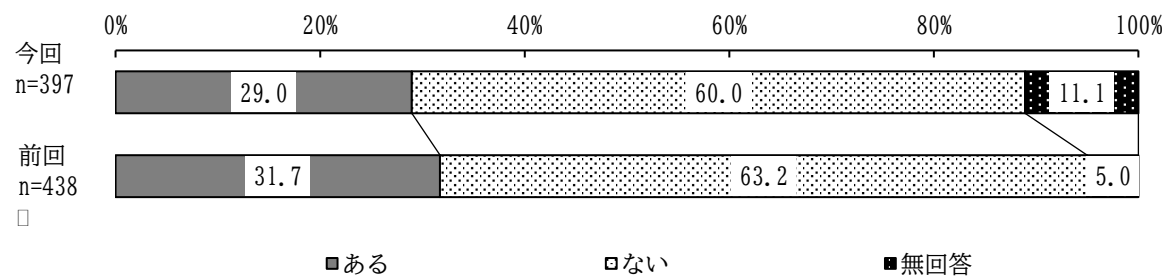


② 日常生活で差別を受けた経験

あなた（本人）は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。（○は1つだけ）

差別を受けた経験については、「ない」60.0%が「ある」29.0%よりも31.0%高くなっています。
前回調査と比較すると、「ある」が2.7%減少しています。

【差別を受けた経験】



③ 差別を感じた時

それはどのような時に感じましたか。(○は3つまで)

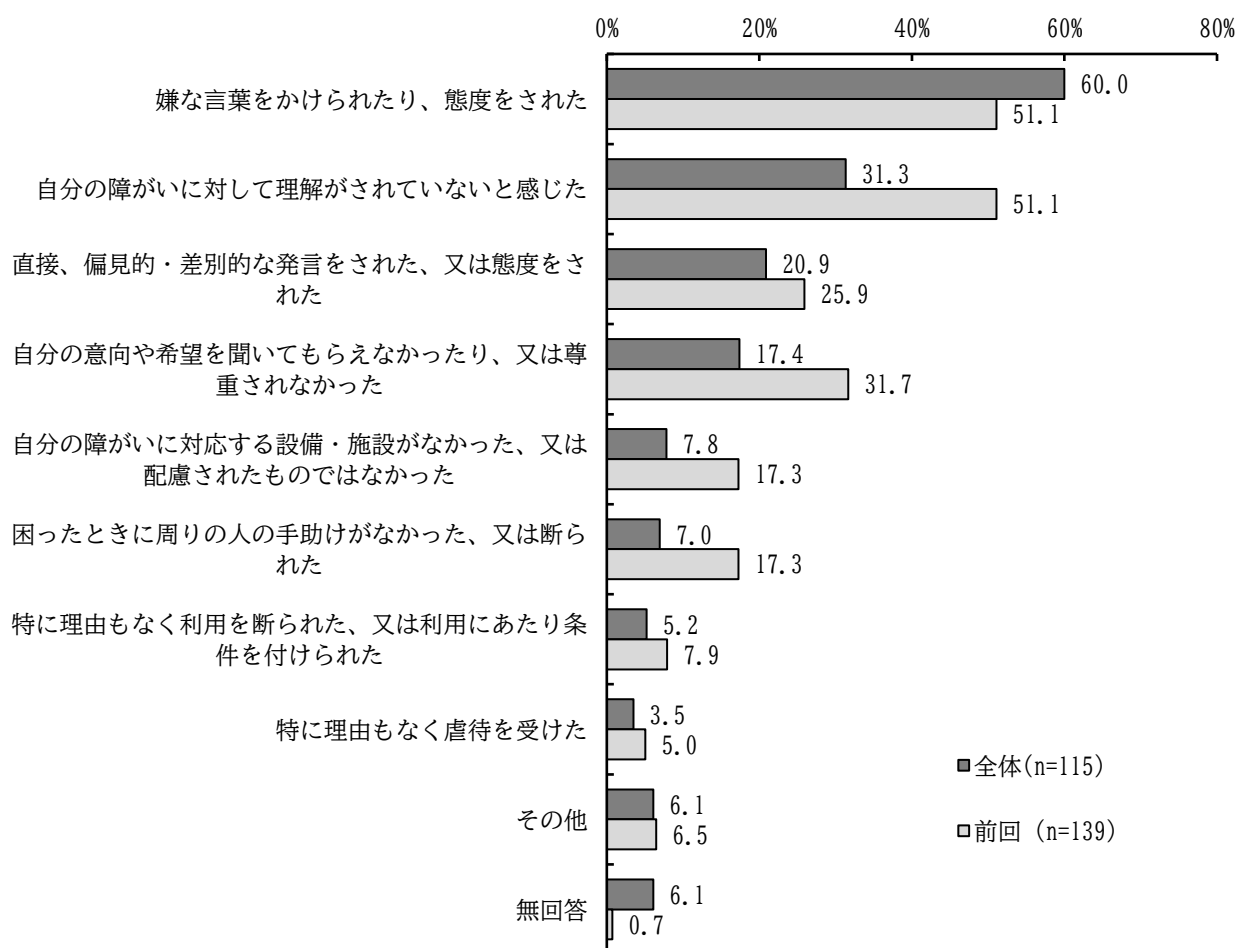
差別の内容については、「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」が60.0%と最も高く、次いで「自分の障がいに対して理解がなされていないと感じた」31.3%、「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」20.9%となっています。

前回調査と比較すると、「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」が8.9%増加している一方で他の項目は減少しています。

▽課題と方向性▽

「障がいのある人もない人もみんながいきいきと輝く共生のまち」という基本理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、すべての人がいきいきと活躍し、共生する社会の実現を目指し、学校等における福祉教育、地域交流などを通じて、障がい特性への理解を深めていく等の啓発活動が必要となります。

【差別を感じた時】



④ 将来について

将来について、不安に思う事は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

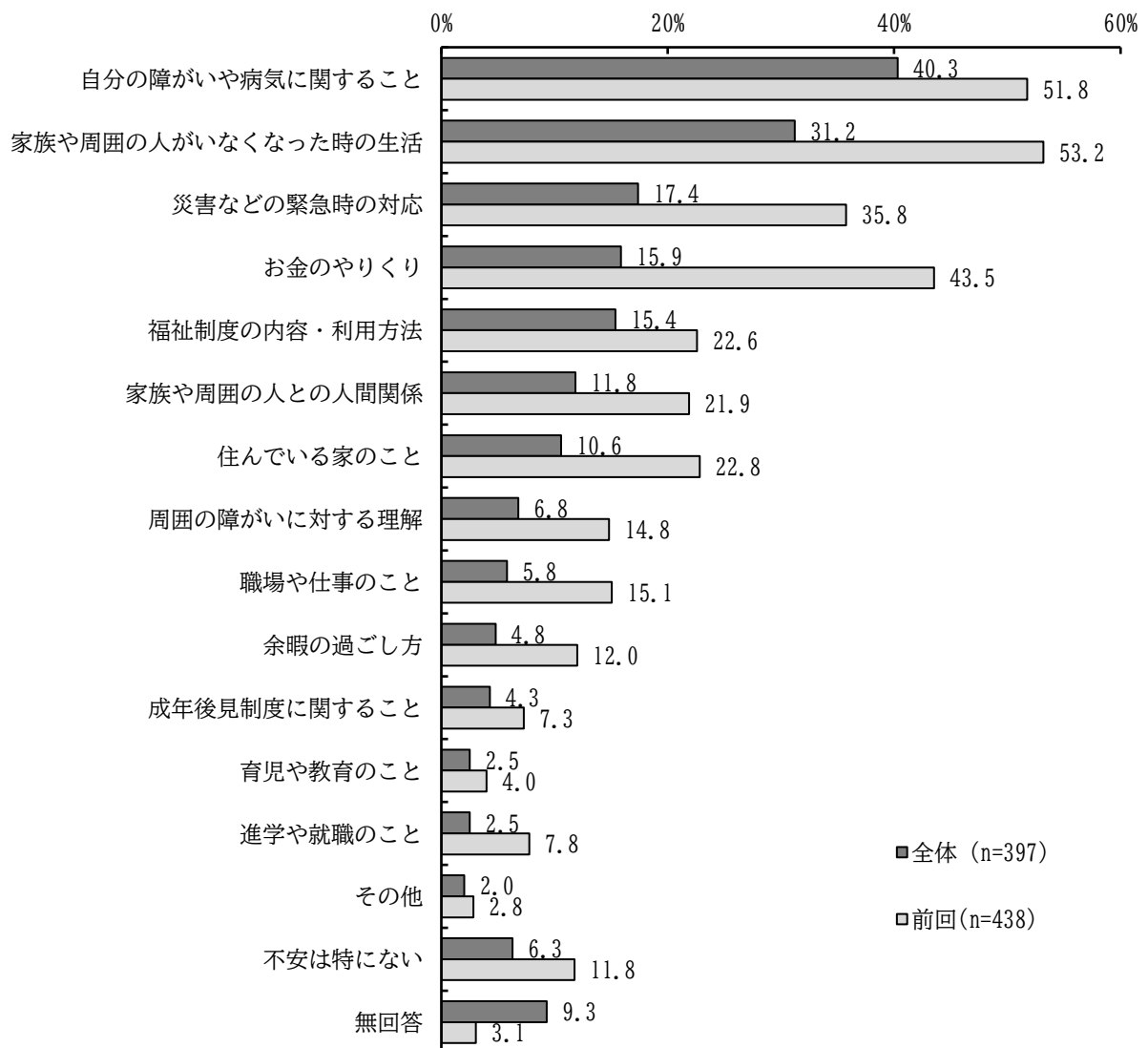
将来、不安に思うことについては、「自分の障がいや病気に関すること」が40.3%と最も高く、次いで「家族や周囲の人がいなくなった時の生活」31.2%、「災害などの緊急時の対応」17.4%となっています

前回調査と比較すると、ほとんどすべての項目で減少しています。

▽課題と方向性▽

一人ひとりのニーズに即した支援の提供及びライフステージに応じた支援の充実が求められていることから相談支援体制を強化する必要があります。

【将来について不安に思う事】



その他の回答

- ・ 将来、けがや病気をした時どうしたらよいか。
- ・ 後見人(私)が出来なくなった時、本人の娘に引き継ぐ手続きのタイミングをどうするのか考えておく必要がある

⑤ 相談したい時の困りごと

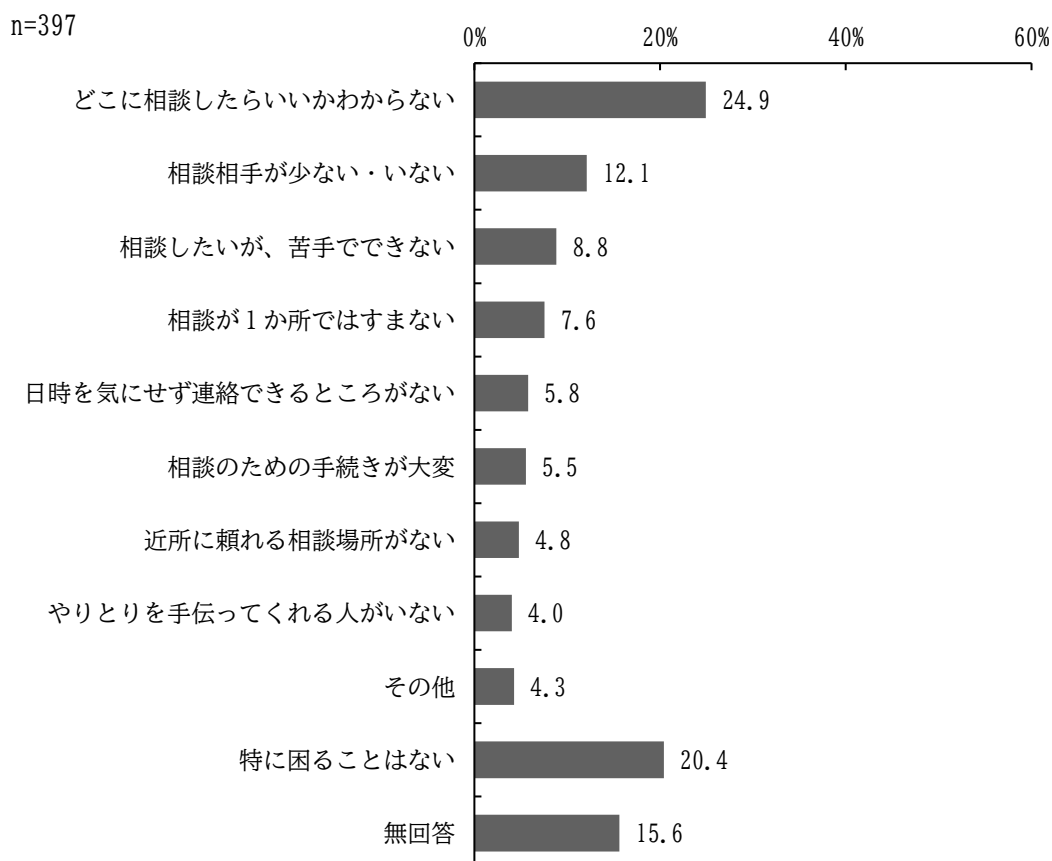
あなたが相談したい時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべて○）

相談したい時の困りごとについては、「どこに相談したらいいかわからない」が24.9%と最も高く、次いで「相談相手が少ない・いない」12.1%となっています。

▽課題と方向性▽

悩みや困りごとに対応するためには、相談支援機関の周知及び相談支援体制の強化が重要となります。

【相談支援体制への希望】



その他の回答

- ・言葉がなかなかでてこない
- ・会話が苦手
- ・障がいの特性上、物事の予測が苦手なので問題が起きた時でないと行動が出来ない
- ・他の人の目が気になる、家族以外の人が苦手
- ・自分の症状について支援事業を利用しても理解が十分でなく、適当に扱われていると感じる
- ・自分に対してではなく悪い噂を広められる
- ・相談することに対して思いつかない
- ・どんなことに相談にのってくれるかわからない
- ・思い込みなどで困っていることがわからない場合が多い
- ・個人情報はどうしてももれる

⑥ 障がいのある方への就労支援

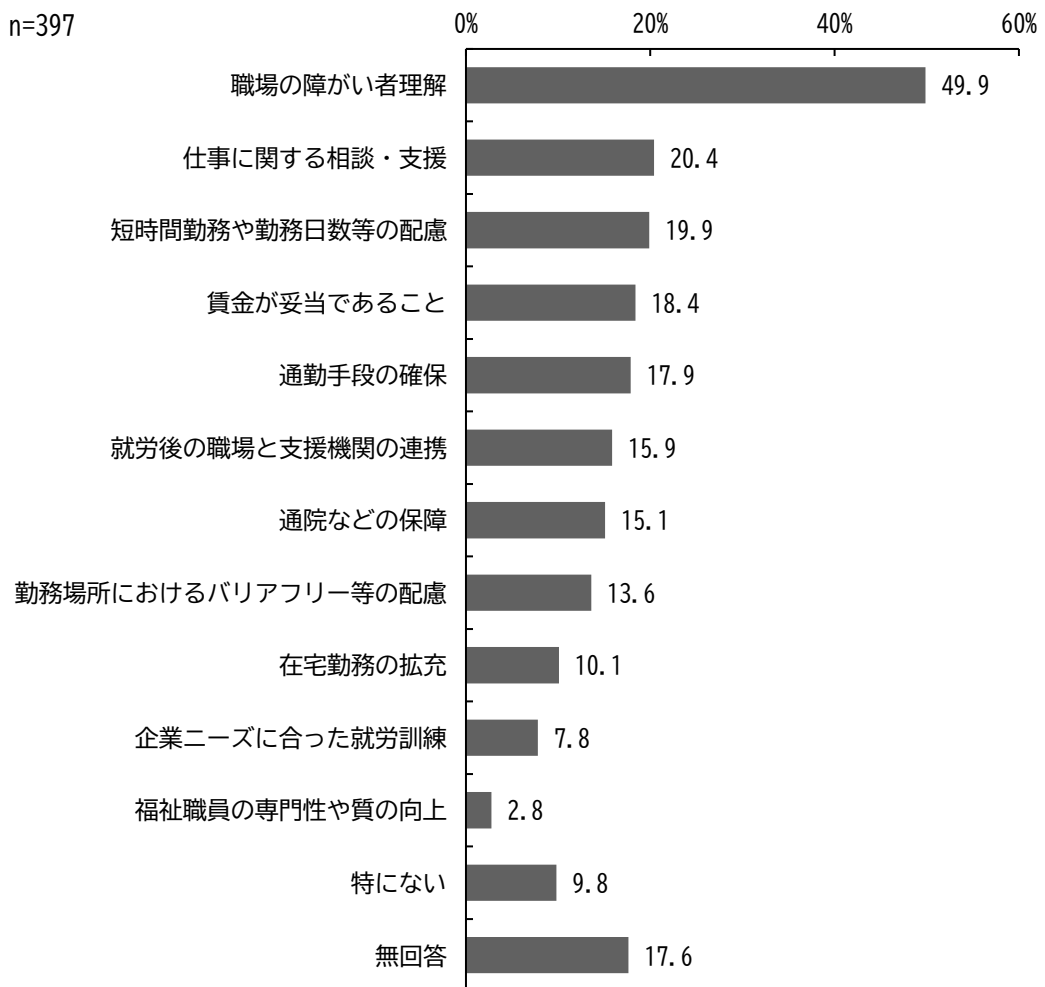
障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

必要な就労支援については、「職場の障がい者理解」が49.9%と最も高く、次いで「仕事に関する相談・支援」20.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」19.9%となっています。

▽課題と方向性▽

就労支援においては職場での障がい特性の理解や関係機関が継続的に支援する体制の構築が必要となります。

【障がいのある方への就労支援】



その他の回答

- ・ 阿南支援学校の先生方との情報交換・近況報告
- ・ とにかく対話
- ・ 病院等でのアルバイト的仕事(できる範囲で)
- ・ 仕事の内容を軽くしてほしい
- ・ 障害者本人とその家族が被害者意識をもたない事

⑦ 今後利用したい障がい福祉サービス

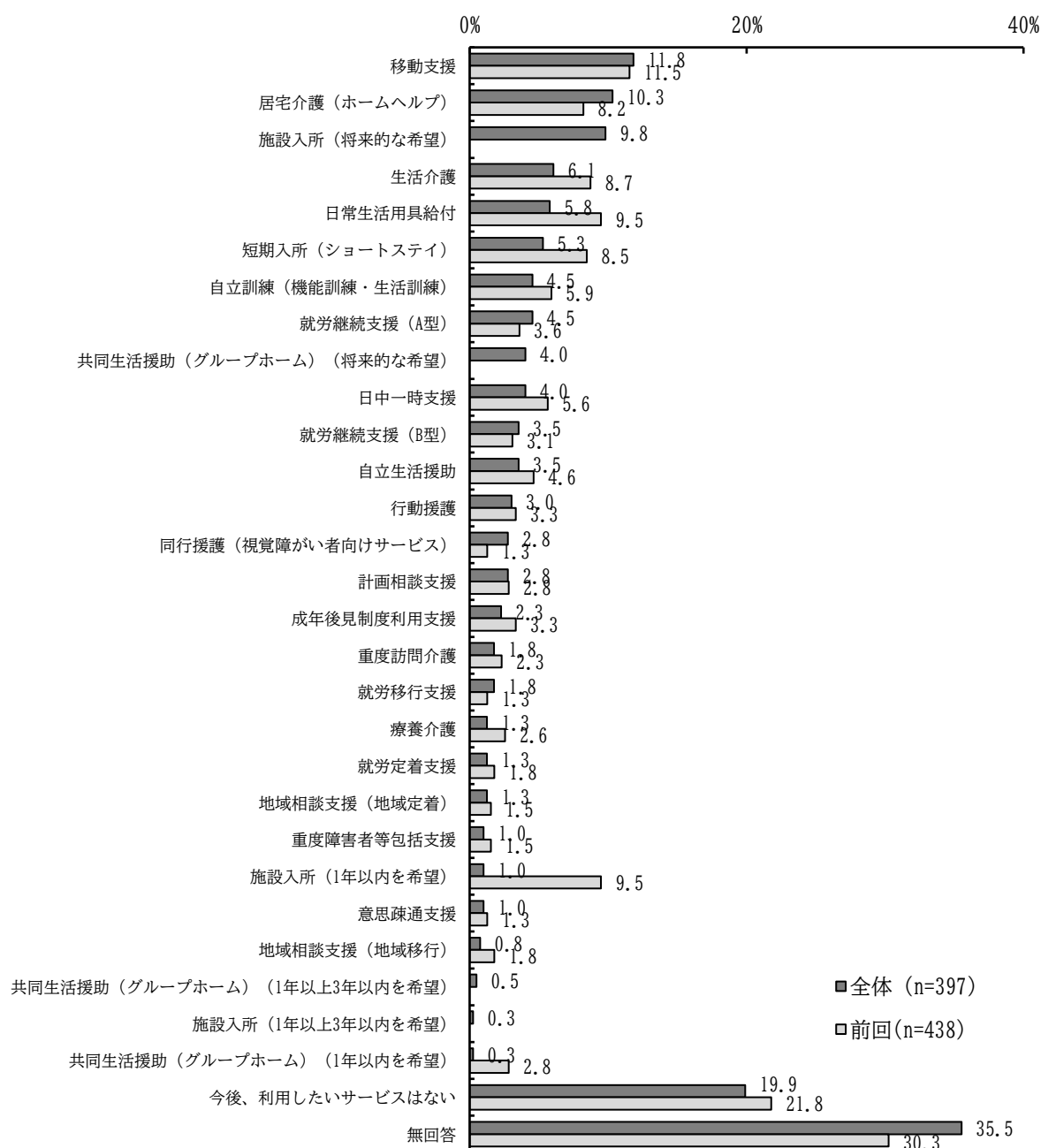
あなた（本人）は、今後利用したいサービスはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

今後利用したいサービスについては、「今後、利用したいサービスはない」が19.9%と最も高く、次いで「移動支援」11.8%、「居宅介護(ホームヘルプ)」10.3%となっています。前回調査と比較すると、「施設入所(1年以内を希望)」が8.5%減少しています。

▽課題と方向性▽

地域生活を継続するためには、移動支援サービスの提供体制の確保及び在宅サービス内容の充実を図る必要があります。

【今後利用したいサービス】



⑧ 災害時に必要な対策

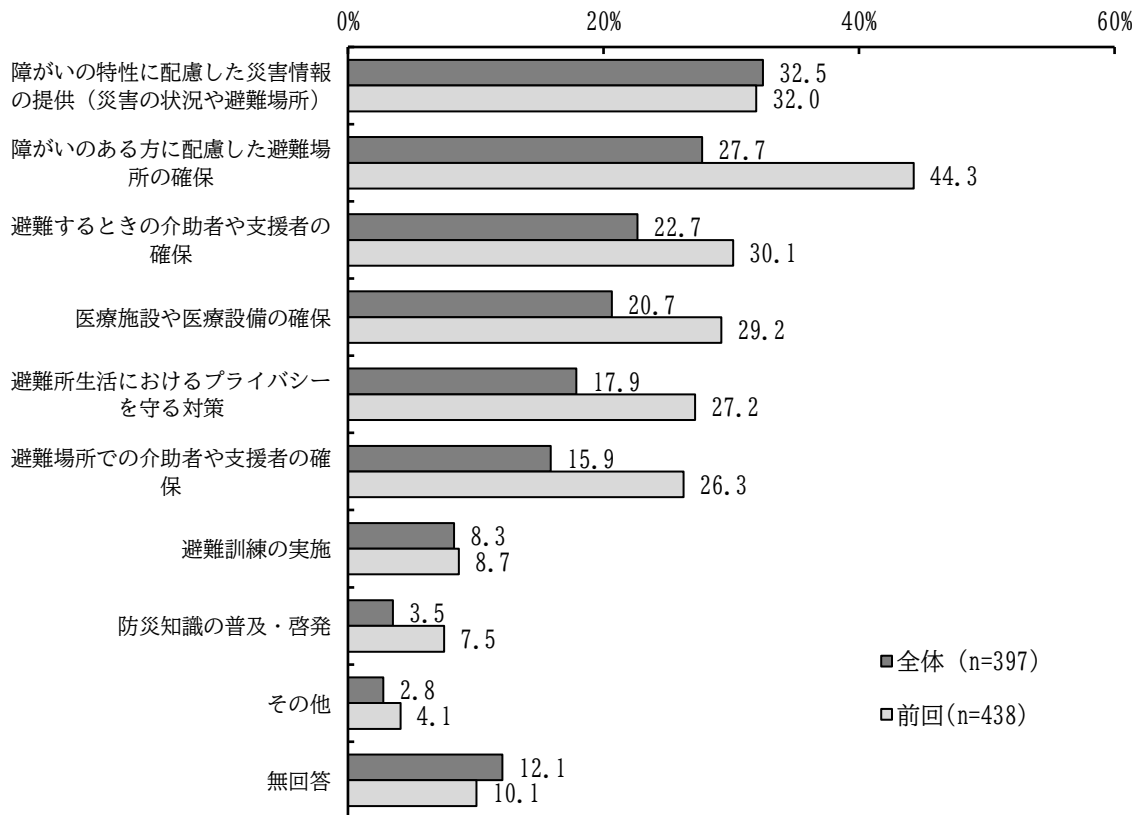
地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことが必要だと思いますか。（特に必要なものに○、3つまで）

災害に備えて必要な対策については、「障がいの特性に配慮した災害情報の提供（災害の状況や避難場所）」が32.5%と最も高く、次いで「障がいのある方に配慮した避難場所の確保」27.7%、「避難するときの介助者や支援者の確保」22.7%となっています。
 前回調査と比較すると、ほとんどすべての項目で減少しています。

▽課題と方向性▽

関係機関との連携を強化するとともに、障がい特性に配慮した情報の提供が必要となります。

【災害時に必要な対策】



その他の回答

- ・ わからない（2件）
- ・ 東部の避難所確保
- ・ 精神科の為専用の避難場所を確保してほしい
- ・ 目が不自由な為、一人で避難訓練の場所や避難場所まで行けない
- ・ 透析施設が近くないと困る
- ・ 元気だから家族といっしょにゆく
- ・ 安全な避難場所の確保
- ・ 今指摘されている場所は遠く、道路わきのブロック塀の倒壊により移動困難になりそう
- ・ 持病がたくさんある不安

(2) 障がい児アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

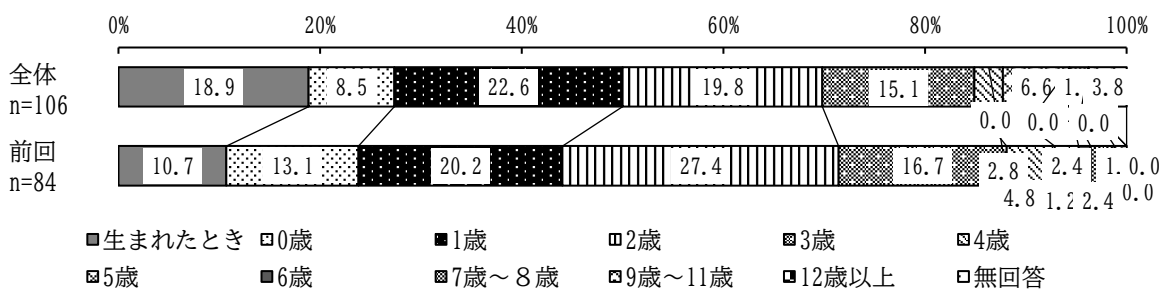
① 障がいに気づいた時期

お子様の発達の不安や障がいについて、ご家族の方などが最初に気がついた時期はいつごろですか。（○は1つだけ）

最初に気がついた時期としては、上位から「1歳」22.6%、「2歳」19.8%、「生まれたとき」18.9%、「4歳」15.1%、「0歳」8.5%となっています。また、「生まれた時」から「4歳」の間に気づいた方が84.9%となっていて、回答者全体の8割以上を占めています。

▽課題と方向性▽

障がいに気付いた時点において、専門的な機関への相談が重要であり、さらには福祉・保健・医療・保育・相談支援事業所の連携した支援が必要となります。



② 最初に相談した機関

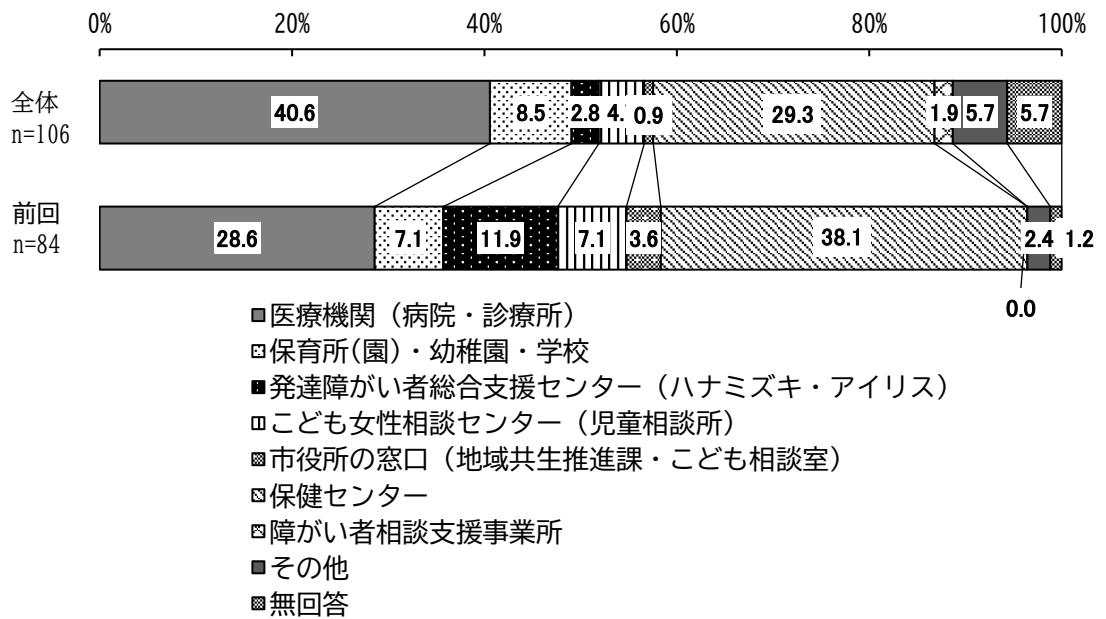
お子さんの発達や障がいについて、はじめて相談をした機関はどこですか。（○は1つだけ）

発達の不安や障がいをはじめて相談した機関としては、上位から「医療機関(病院・診療所)」40.6%、「保健センター」29.3%、「保育所(園)・幼稚園・学校」8.5%となっています。

前回調査と比較すると、「医療機関(病院・診療所)」が12%増加しており一方で、「発達障がい者総合支援センター(ハナミズキ・アイリス)」が9.1%、「保健センター」が8.8%減少しています。

▽課題と方向性▽

個々のニーズに応じた専門的な相談支援機関の周知が必要であるとともに関係機関が連携し、対応することが求められています。



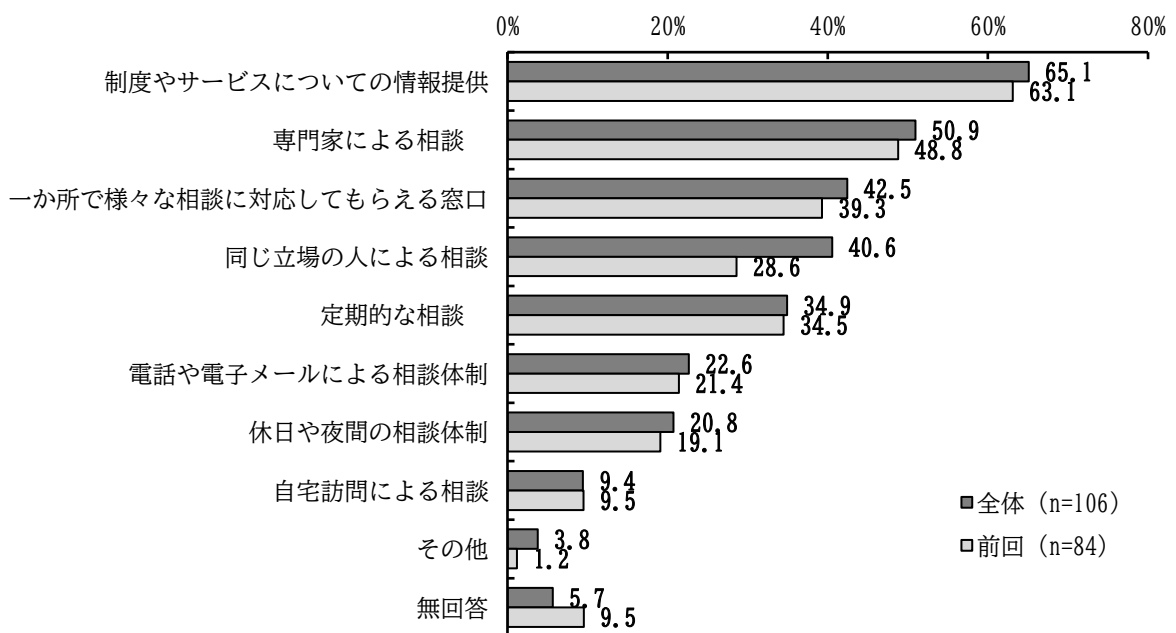
③ 今後の相談支援体制

行政機関や福祉サービス事業者への相談を充実させるために必要なことは何がありますか。(あてはまるものすべてに○)

相談を充実させるために、必要なこととしては、上位から「制度やサービスについての情報提供」65.1%、「専門家による相談」50.9%、「1か所で様々な相談に対応してもらえる窓口」42.5%となっています。前回調査と比較すると、「同じ立場の人による相談」が12.0%増加しています。

▽課題と方向性▽

制度やサービス情報提供が必要であるため、情報発信の在り方等についての検討や同じ立場の人との交流を通し、相談ができる体制が必要です。



④ 今後利用したい障がい児支援

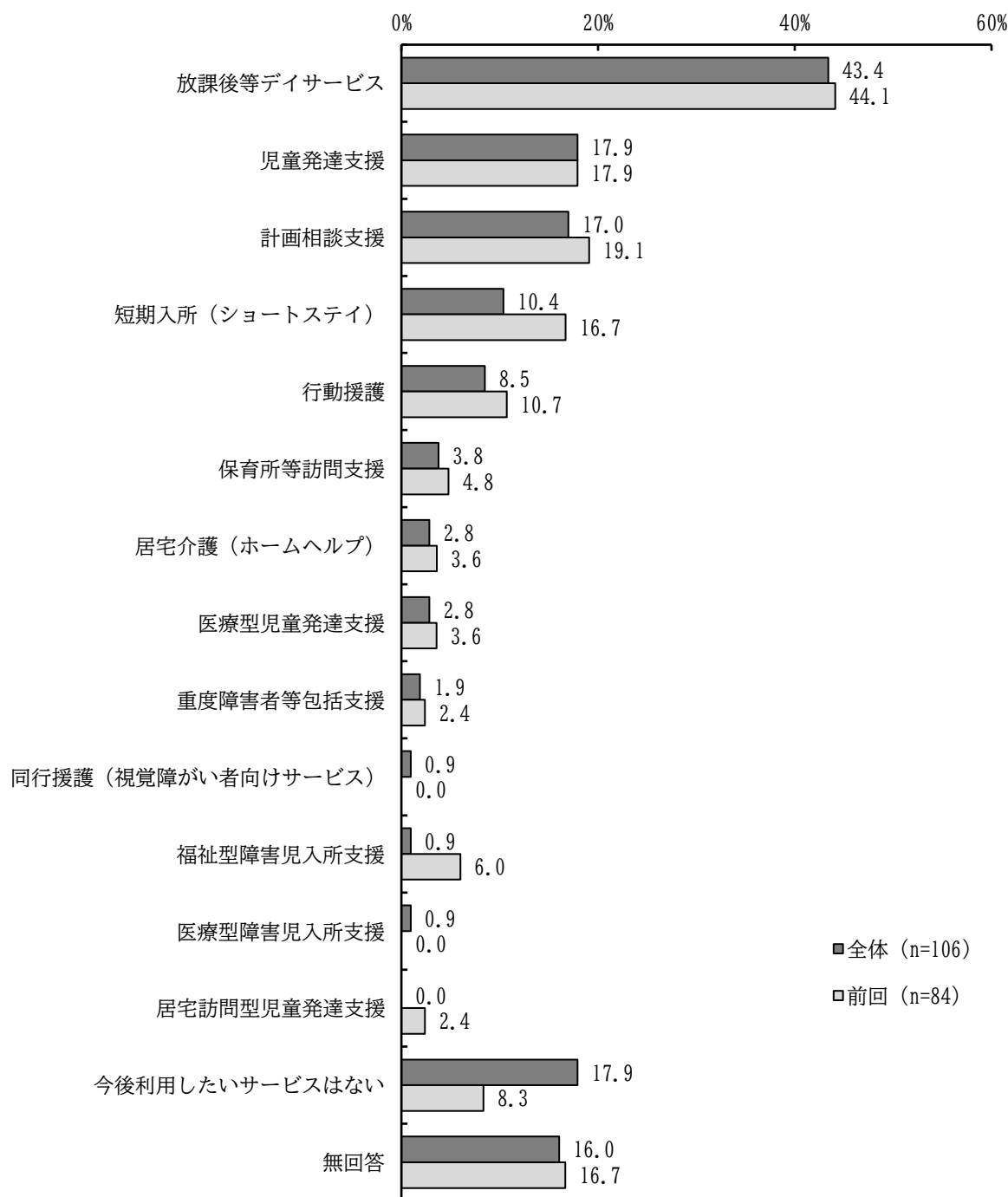
今後利用したいサービスはありますか。（あてはまるものすべてに○）

今後利用したい障がい福祉サービスとしては、上位から「放課後等デイサービス」が43.4%を占めています。次いで、「児童発達支援」17.9%、「計画相談支援」17.0%、「短期入所(ショートステイ)」10.4%となっています。
 前回調査と比較すると、「短期入所(ショートステイ)」が大きく減少しています。

▽課題と方向性▽

放課後等デイサービス需要が高いことから、サービス提供体制の確保が求められています。

【今後利用したい障がい福祉サービス】



2 阿南市障害者計画等策定委員会設置条例

令和2年12月25日
阿南市条例第48号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害者福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「障害者計画等」という。)を策定するため、阿南市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、障害福祉に識見を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員は、第2条の規定による障害者計画等に関する重要事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の特例)

第7条 委員会の会議は、緊急の必要があり招集する時間的余暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(資料の提出その他の協力)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の関係機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理するものとする。

(委員会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

区分	氏名	所属及び役職	役職
学識経験者	西 直子	徳島県立阿南支援学校	校長
	兼田 康宏	翠松会 岩城クリニック	理事長
	撫養 千尋	阿南市民生委員児童委員協議会	会長
障がい者団体	島 優子	阿南市手をつなぐ育成会	会長
	中川 紀子	太陽の会	会長
	上村 直美	阿南地区家族会	会長
	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会	会長
社会福祉施設	霜田 哲夫	(社福)西室苑	施設長
	三牧 スマ子	(社福)阿南淡島会	理事長
	林 正敏	(社福)悠林舎	理事長
行政機関	松村 志乃	阿南市こども課	保育指導保育士
	喜多 一之	阿南公共職業安定所	所長
各種団体	米田 勉	阿南市社会福祉協議会	会長
	福岡 一郎	阿南市ボランティア連絡協議会	会長

第7期阿南市障がい福祉計画・第3期阿南市障がい児福祉計画
〈令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

令和6年3月

発 行：阿南市

編 集：阿南市福祉事務所 地域共生推進課
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3
T E L：0884-22-3440
F A X：0884-22-1813
E m a i l：chikyo@anan.i-tokushima.jp
